

様式 2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
		A	—	—	—	—
評定に至った理由	項目別評定の通り、研究開発成果の最大化に向けて、「Ⅰ.－1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」、「Ⅰ.－3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」において、それぞれ顕著な成果を得ており、「Ⅰ.－2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」においては、着実な業務運営がなされている。また、「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」については、顕著な成果を得ており、「Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項」、「Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項」については、着実な業務運営がなされている。以上より、全体評定をA評定とした。					

2. 法人全体に対する評価
○ 「Ⅰ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」について、対象となる数値目標は達成度で見た場合に基幹目標の全てが100%以上、非基幹目標の全てが120%以上を達成し、目標を上回る顕著な成果が得られている。「Ⅰ.－1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」、「Ⅰ.－3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」においては、それぞれ顕著な成果が得られているため、A評価とした。「Ⅰ.－2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」においては、目標を達成し顕著な成果が得られているものの、別途経済産業省により定められている業務実績評価の方法の趣旨を踏まえB評価とした。 ＜Ⅰ.－1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献＞ 「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」において、A I 出力画像の著作権の扱い等につき著作権の専門家等に相談し、本プロジェクトで出力された原作にない女性「マリア」については、漫画家はそれを下書きに自ら書き直すという作業を実施した。また、週刊少年チャンピオン52号「ブラックジャック50th」に掲載され、NHK等の多くのメディアで取り上げられ、注目を集めた。このほか、A I 品質管理ガイドラインを諸外国に先駆け策定し、同ガイドラインの内容が多く反映された、A I の機能安全に関する初の技術報告書（I S O／I E C T R 5 4 6 9）が2024年1月に発行された。民間企業へのガイドライン普及に向けN E D O 特別講座を開設した。 「高効率・高速処理を可能とするA I チップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」において、事業実施者であるFixstars社から、委託期間中であるものの、目標上方修正や無償公開の結果得られた成果の一部を商用化したいと要望があったため、委託契約、実施計画を変更し、成果の一部を100%関連子会社であるFixstars Amplify社に移転させ、2023年度から商用化を実現した。また、ソフトウェアをクラウド環境で公開し、2023年4月～12月の利用回数が1,300万回となった。量子ゲート、アニーリング、現在実装されている同系統のコンピュータのほぼすべてに適合しており、量子コンピュータの利用者の増加や、それを活用することで社会課題の解決を大幅に後押し可能な世界初となる成果を得た。 「水素社会構築技術開発事業」において、世界の首脳・閣僚が集まるG7等の場で（4月：G7札幌 エネルギー・環境大臣会合、5月：G7広島サミット、7月－8月：岸田首相中東訪問関連行事）、液化水素運搬船「すいそふろんていあ」を回航させた。その際、水素を満載していない場合のデータ獲得も行った。 - 横断的な研究開発マネジメントとして、N E D O 懸賞金活用型プログラムを実施し、2023年度には①「衛星データを活用した事業」、②「リチウムイオン電池の回収事業」、③「筋電位や脳波などの生体情報から運動情報予測」の3テーマを定め、適切に執行した。懸賞金事業は確定検査等が不要であるため、大企業、スタートアップ等を問わず多様な事業主体の参加が期待できる。 ＜Ⅰ.－2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援＞ - イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成については、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（N E P）やディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援した。また、経営人材候補等の育成や外部からの専門家人材等の参画を促す取組等として、研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（S S A）や大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（M P M）も合わせて実施した。 - 関係機関とのネットワーク構築については、スタートアップ支援機関連携協定（P l u s）において、P l u s 参画機関のスタートアップ支援担当者を対象に外部有識者を招いた勉強会を6回開催したほか、説明会や展示会等での連携を7件、P l u s 参画機関が実施するイベント・公募等の情報を、他のP l u s 参画機関のメールマガジン等で発信するなどの相互情報発信数を61件実施した。 ＜Ⅰ.－3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積＞ - 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能については、2件の将来像レポートの作成と1件の公表、6件の技術戦略の策定、9件の革新的な技術シーズの探索や新規分野開拓に向けた萌芽的調査、29件の共通基盤的な調査等の国内外の社会構造の変化、市場動向、技術動向を主体的に捉えるための取組を行い政策当局・機構内にエビデンスとして提供した。また、米国・エネルギー高等研究計画局（A R P A－E）と連携案件の具体

的な検討のためのワークショップを2回、ARPA-Eのプログラム・ディレクター（PD）と技術戦略研究センター（TSC）ユニット長及び事業推進部のプロジェクトマネージャー（PMgr）等との個別テーマでの意見交換を実施した。さらに、マネジメント高度化に向けた情報収集や研修プログラム開発を目的に、ユニット長1名を2024年1～2月にかけてARPA-Eに派遣し、PD業務に随行することで、現場の生きた情報を収集し、今後のトップレベル人材育成のための環境づくりを実施した。 - イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献については、先導研究プログラムにおいて、情報提供依頼（RFI）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてTSCが取りまとめた技術インテリジェンスの活用等を行い、2023年度公募の採択審査を行った結果、計37件の革新的な技術テーマを新たに採択した。 ○「Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行」については、以下のような顕著な成果が得られているため、A評価とした。 - 市中銀行が日本銀行の当座預金へ預け入れるとマイナス金利が適用される情勢下において、機構は2023年度の追加資金約2.7兆円について、メガバンク3行へ預け入れを依頼し、国の交付スケジュールどおり資金配置した。 「グリーンイノベーション基金事業」において、従来と異なる会計の補助金を原資とした基金積み増しの対応において、経済産業省と緊密に連携しながら、分割支払の造成手続きや会計毎に研究開発内容を明確に切り分ける調整を行い、適切に基金事業を推進した。 「ディープテック・スタートアップ支援事業」において、年4回程度の提案受付の機会を設け、個々のスタートアップの計画に応じた提案をしやすい制度とした。また、希望に応じて不採択者に対するフィードバック面談を89回実施し、再度の提案準備の参考とする機会を設けた。 ○「Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項」については、以下のような顕著な成果が得られているため、A評価とした。 - スタートアップや中堅・中小企業の支援を拡大する中、経済産業局と連携して、地域の企業や研究機関へのNEDO支援策の周知を図り、イノベーションを通じた事業の創出につなげるため、近畿経済産業局が設置する「関西・共創の森デスク」にNEDO職員を派遣し、「NEDOデスク」として業務を行う体制を整備した。 2023年度当初予算でのムーンショット型研究開発事業とグリーンイノベーション基金事業の2基金の積み増しに加え、2023年度補正予算により、ムーンショット型研究開発事業、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業、特定半導体生産施設整備等助成業務、特定重要物資の安定供給確保支援業務の4基金の積み増しを行い、基金総額は2022年度末の約5.7兆円から約8.3兆円に増加する中、効率的な執行体制の整備を行った。 - 事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るため、押印事務簡素化の取組として、雇用契約等における電子契約を推進し、800件以上の契約で利用した。 ○「Ⅳ．財務内容の改善に関する事項」、「Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項」については、第5期中長期計画、令和5年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていることから、それぞれB評価とした。 ○ 以上を踏まえ、全体評定をA評価とした。	
---	--

3．項目別評価の主な課題、改善事項等
・第5期中長期計画に基づき、さらなる研究開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究開発成果を速やかに社会実装につなげるための取組を推進する。

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	－（大臣評価において記載）
監事の主な意見	－（大臣評価において記載）

様式 2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式

中長期目標（中長期計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
Ⅰ．研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（60%）								
	イノベーション創出への貢献	A	—	—	—	—	I．－1	
	スタートアップの成長支援	B	—	—	—	—	I．－2	
	技術インテリジェンスの強化・蓄積	A	—	—	—	—	I．－3	
Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行（15%）								
		A	—	—	—	—	Ⅱ	

※1 「項目別調書 No.」欄には、令和 5 年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載

中長期目標（中長期計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項（10%）								
		A	—	—	—	—	Ⅲ	
Ⅳ．財務内容の改善に関する事項（7.5%）								
		B	—	—	—	—	Ⅳ	
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項（7.5%）								
		B	—	—	—	—	Ⅴ	

様式 2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項及び基金事業の適切な管理・執行に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. －1	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】 数値目標 1. －1	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定） ムーンショット型研究開発事業（基金シート番号22） ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金シート番号23） グリーンイノベーション基金事業（基金シート番号27） 経済安全保障重要技術育成プログラム（基金シート番号31） バイオものづくり革命推進事業（基金シート番号37）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	数値目標 1. －1 研究開発マネジメント活動に係る外部有識者の評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分（2.0点以上）	2.60点	－	－	－	－	予算額（千円）	1,016,228,802	－	－	－	－
	（上記の達成度）	－	130%	－	－	－	－						
	数値目標 1. －2 「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率（実績）	40%	69.5%	－	－	－	－	決算額（千円）	535,415,476	－	－	－	－
	（上記の達成度）	－	174%	－	－	－	－						
	経済効果（アウトカム）の把握	－ （モニタリング指標）	80.2兆円	－	－	－	－	経常費用（千円）	534,603,242	－	－	－	－
								経常利益（千円）	2,073,872	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	534,603,242	－	－	－	－
								従事人員数	1,492人の内数	－	－	－	－

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. ー2	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援		
関連する政策・施策	ー	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 【困難度：高】 数値目標 2. ー1	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定） ディープテック・スタートアップ支援事業（基金シート番号33）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	数値目標2.－1 研究開発マネジメントに係る外部有識者の 評点（実績）	4段階評点 の平均が最 上位または 上位の区分 （2.0点以 上）	2.43点	—	—	—	—	予算額（千円）	12,196,211	—	—	—	—
	（上記の達成度）	—	122%	—	—	—	—						
	数値目標2.－2 「NEDO担当者の 対応に非常に満足し ている」と回答した 率（実績）	35%以上	70.9%	—	—	—	—	決算額（千円）	6,530,904	—	—	—	—
	（上記の達成度）	—	203%	—	—	—	—						
	新規採択額に占める 中堅・中小企業等の 採択額の割合（実 績）	— （モニタリ ング指標）	20.0%	—	—	—	—	経常費用（千円）	6,502,514	—	—	—	—
	スタートアップの株 式上場（IPO）等 （実績）	— （モニタリ ング指標）	2,893億円	—	—	—	—	経常利益（千円）	110,516	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	6,502,514	—	—	—	—
								従事人員数	1,492人の内 数	—	—	—	—

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I．－3	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 【困難度：高】 数値目標 3．－1	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	数値目標3.－1 技術インテリジェンス活動に係る外部有識者の評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分（2.0点以上）	2.80点	—	—	—	—	予算額（千円）	8,757,784	—	—	—	—
	（上記の達成度）	—	140%	—	—	—	—	決算額（千円）	8,187,514	—	—	—	—
	数値目標3.－2 先導研究プログラムの終了時評価の評点が上位2区分の割合（実績）	40%	77.1%	—	—	—	—						
	（上記の達成度）	—	193%	—	—	—	—	経常費用（千円）	8,125,267	—	—	—	—
								経常利益（千円）	166,643	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	8,125,267	—	—	—	—
								従事人員数	1,492人の内数	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
		＜自己評価＞ ○ 「I. －1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」、「I. －3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」においては、それぞれ顕著な成果が得られているため、A評価とした。 ○ 「I. －2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」においては、目標を達成し顕著な成果が得られているものの、別途経済産業省により定められている業務実績評価の方法の趣旨を踏まえB評価とした。		
		【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 - 第5期中長期目標における新たな評価体系に従って、各評価項目について、定性的な観点も踏まえつつ定量的評価指標にて評価し、評価比率を掛け合わせた結果、全体として3.625と極めて高い評点を得ており、総合評価はAに値する。 ＜研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項＞ 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 - NEDOとして当然ではあるが、多岐にわたる先進的な研究開発が進められている点は、大いに評価すべきである。 - NEDOのプロジェクトマネジメントとして、 - プロジェクト実施者と異なる能力を持った事業者を追加し、研究開発を加速させ、早期の事業化を達成した点、 - 社会実装までの時間短縮を図るべく、当該年度の事業費を増額するための計画改定を実施した点、 - 実用化をいち早く達成した分野をプロジェクトから切り離し、企業の速やかな事業化を実現した点、 などが注目に値する。 - NEDOの支援によるプロジェクトの成果が、グローバルな市場において競争力を持った事業性・市場性の高いイノベーションになり得るかという観点が重要であり、この点の評価が明確でないとガラパゴス的な評価になってしまう点に留意いただきたい。 2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援		

		・ A R（Accompany Runner）・カタライザーによるハンズオン支援等の提供、不採択となった提案者へのフォロー、支援人材候補によるメンタリング、育成した支援人材候補をNEP事業の伴走支援者として活用する等の取組は高く評価できる。 ・ スタートアップ支援は、内閣府、文部科学省、総務省などの多くの府省庁・機関が展開しており、政府系16機関によるスタートアップ支援機関連携協定に基づく「P l u s（Platform for unified support for startups）」が果たすべき役割は大きい。事務局を担うN E D Oには、他機関に働きかけ、似たような事業に税金を重複投資することなく、適切な棲み分けとノウハウの共有等の効果的な連携を図るためにも、P l u sの活動を活性化する役割が求められる。 ・ N E D Oの支援による結果として、グローバルな市場において、競争力を有したディープテック・スタートアップを生み出すことができたか、という観点も評価の中に明示的に盛り込まれるべきと考える。 3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 ・ 米国エネルギー省（A R P A－E）との連携においては、通常では得られない情報を獲得したり、安全保障情勢の変化に応じたサプライチェーンや重要鉱物の需給動向などを随時収集し、国の政策議論への貢献も果たしている点は評価できる。 ・ 今後は、他の海外主要ファンディング機関とも交流を深め、より多様な分野、あるいは俯瞰的に研究開発・イノベーションで世界をリードしている国際会議等において、プレゼンスを高めていくことも望まれる。 ・ T S Cの素晴らしい情報収集・分析結果が、政府全体における政策立案において政策エビデンスとしてより一層活用されるよう、総合科学技術・イノベーション会議（C S T I）や内閣官房に対する情報発信の強化を期待したい。 その他、分野共通内容等 ・ 複雑な社会情勢の中で、昨今、機器の輸出規制の問題や食品の健康被害の問題なども取り沙汰されている。最先端の技術開発に傾注するだけでなく、開発の過程を通して、客観的な広い視野を持って事業を実施いただきたい。	
--	--	--	--

	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 (1) ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下の①～③のとおり業務を行った。その際、企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略の検討を行う取組を実施した。 懸賞金制度については、懸賞金型事業を導入する事例や効果的な分野等の調査を実施した。またさらなる導入促進を目指し、懸賞金を活用した研究開発プロジェクトマネジメント手法の高度化に関する調査に着手した。加えて、「NEDO懸賞金活用型プログラム」においては、対象となる3課題を設定した上で、コンテスト運営や評価手法検討等の企画運營業務を担う事業者を公募で選定し、うち1課題については懸賞広告を掲載し、募集を開始した。さらに、「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」においても、懸賞金制度を活用したコンテストを実施した。	【評価の根拠】 「NEDO懸賞金活用型プログラム」においては、対象となる3課題を設定した上で、コンテスト運営や評価手法検討等の企画運營業務を担う事業者を公募で選定し、うち1課題については懸賞広告を掲載し、募集を開始した。	
	① 事業の企画立案 事業の企画段階においては、国や機構の技術戦略研究センター「TSC」が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とし、TSCが策定する技術戦略においては、解説・事例・フォーマット等をまとめた手引きを活用しつつ、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容となるようにした。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要なに応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、2024年度に実施が見込まれる4事業の基本計画を作成した。各事業の基本計画の作成にあたっては、中間時点や事業終了時での達成目標（アウトプット目標）を定量的かつ明確にしつつ、特に研究開発成果に関する国際標準化が有効と考えられる分野では、標準化に係る具体的な取組を記載した。また、各基本計画では中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での機構の事前評価を実施した。さらに、標準化活用支援パートナーシップ制度のもと日本規格協会と連携することで、標準化により事業拡大を目指す事業者等について支援する体制を維持し適宜情報交換を行った。	【評価の根拠】 2024年度に実施が見込まれる4事業の基本計画の作成にあたっては、中間時点や事業終了時での達成目標（アウトプット目標）を定量的かつ明確にしつつ、特に研究開発成果に関する国際標準化が有効と考えられる分野では、標準化に係る具体的な取組を記載した。	
	② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築した。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ簡素化・効率化を図るための検討を行った。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため、複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応えるための予算再配分による期中の追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を実施した。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版パ	【評価の根拠】 - 事業実施者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、2023年度から開始した導入対象となる7件全ての交付金事業に導入した。 - 株式会社産業革新投資機構及び株式会社日本政策投資銀行との相互協力協定に基づき、意見交換の実施やNEDO技術委員へ就任いただきファイナンスの知見を提供いただくなど積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を	

	アイドル条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにした。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用した。加えて、応募時の提出書類において研究開発成果の実用化・事業化に向けた知財・標準化等の取組についても記載を求め、企業等に対して事業開始段階から知財・標準化戦略の検討を促すとともに、標準の戦略的活用の検討手法をまとめた「NEDO標準化マネジメントガイドライン」の活用等により、企業等による知財・標準化戦略も踏まえた研究開発マネジメントを実施した。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、2023年度から開始した導入対象となる7件全ての交付金事業に導入した。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構及び株式会社日本政策投資銀行との相互協力協定に基づき、意見交換の実施やNEDO技術委員へ就任いただきファイナンスの知見を提供いただくなど積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する取組を実施した。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、外部有識者からなる委員会の知見も活用しつつ、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）の事業実施者に対する提案や、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、企業等における社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行った。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行った。	促進する取組を実施した。	
【評価軸】 NEDOの研究開発成果が経済効果（アウトカム）につながっているか。 【モニタリング指標】 NEDOの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等が社会にもたらした経済効果（アウトカム）	③ 事業開始後の評価 2023年度、中間評価17件及び終了時評価17件を対面／オンライン形式で実施し、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用して、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行った。また、OODAループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、中間評価結果9件を国に提供した。 さらに、効果的・効率的な評価を実施するため、研究評価委員会分科会委員に事業内容を十分に理解いただき、評価者・被評価者の間で活発な議論を促進することを目的に、研究評価委員会分科会開催前の書面による事前質疑も実施した。各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映する取組においては、知財・標準化等を含む、事業の社会実装のための取り組みの確度を高めるために事業運営の軌道修正を行った。2022年度に事後評価を実施した8プロジェクトを対象にしたプロジェクトリーダーやサブプロジェクトリーダー等への機構のプロジェクトマネジメントの評価や改善点についてのインタビュー結果や、中間評価・終了時評価から得られた研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等を、新規着任者含むプロジ	【評価の根拠】 - これまでの研究開発成果を活用して上市・製品化された主要123製品に関する売上・波及効果は、2023年度までの累計で80.2兆円となった。 - 第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）の最大化に向けて、交付金インセンティブ制度の活用や懸賞金型の研究開発の導入等、研究開発マネジメントの高度化を図る取組を第4期中長期目標期間から継続して実施した。	

	エクトマネジメントを担う人材に共有を図り、機構全体のプロジェクトマネジメントのさらなる高度化に向けた取組を実施した。これらの評価結果については、確定次第、技術情報等の流出の観点に配慮しつつ、可能な範囲で機構のW e b サイト上へ公表した。 また、これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）の把握の取組として、上市・製品化された主要123製品に関する売上・波及効果の調査を実施し、2023年度までの累計で80.2兆円となった。 加えて、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）の最大化に向けて、交付金インセンティブ制度の活用や懸賞金型の研究開発の導入等、研究開発マネジメントの高度化を図る取組を第4期中長期目標期間から継続して実施した。さらに、T S Cにて策定した「アウトカム目標設定のガイドライン」を活用しつつ、事業の企画立案段階から将来的に期待される経済効果（アウトカム）について予測・推計する取組についても継続して実施した。加えて、研究開発マネジメントへのフィードバックを行う取組として、追跡調査で把握した製品・サービスを中心に開発者にインタビューを実施し、N E D Oプロジェクトの成功事例を紹介するW e b コンテンツ「N E D O実用化ドキュメント」として公開するとともに、事業の企画立案段階である技術戦略策定プロセスへのフィードバックも念頭に置いた技術戦略視点での追跡評価に関する調査を実施した。		
	○研究開発マネジメントの主な実績 「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞ ・ A I 出力画像の著作権の扱い等につき著作権の専門家等に相談。A I が自律的に生成した画像は、操作者による明示的な「創作意図」と「創作的寄与」が欠ける場合、一見手塚治虫風であっても「著作権不在画像」に該当する可能性がある。本プロジェクトでは原作にない女性「マリア」が出力されており、当該出力画像はP N Gファイルであり加工容易であるものの、漫画家はそれを下書きに自ら書き直すという作業を実施した。著作権は手塚プロに帰属すると考える。 ・ 週刊少年チャンピオン52号「ブラックジャック50th」に掲載。NHK等の多くのメディアで取り上げられ、注目を集めた。 ・ このほか、A I 品質管理ガイドラインを諸外国に先駆け策定し、国際標準化会議に提示（産総研が受託）。同ガイドラインの内容が多く反映された、A I の機能安全に関する初の技術報告書（I S O／I E C T R 5 4 6 9）が2024年1月に発行。民間企業へのガイドライン普及に向けN E D O特別講座を開設した。また、センサー画像を建物、車、歩行者などに区分する領域分割A I の開発に必要な教師画像の数式生成技術を開発し、トップカンファレンス（I C C V 2023）で発表。 「高効率・高速処理を可能とするA I チップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞		

	- 研究開発成果の創出が見込まれる領域で目標を上方修正したほか、早期事業化が見込まれる事業に追加予算を投入した。（追加予算：2022年度1.2億円、2023年度1.1億円） - Fixstars社から委託期間中であるものの、目標上方修正や無償公開の結果得られた成果の一部を商用化したいと要望があった。そこで委託契約、実施計画を変更し、成果の一部を外部企業（100％関連子会社であるFixstars Amplify社）に移転させ、2023年度から商用化を実現した。 - ソフトウェアはクラウド環境で公開。2023年4月～12月の利用回数1,300万回。量子ゲート、アニーリング、現在実装されている同系統のコンピュータにはほぼすべて適合しており、量子コンピュータの利用者増や、それを活用することで社会課題の解決を大幅に後押し可能な世界初となる技術。 「水素社会構築技術開発事業」 ＜マネジメントの工夫＞ - 世界の首脳・閣僚が集まるG7等の場で（4月：G7札幌 エネルギー・環境大臣会合、5月：G7広島サミット、7月－8月：岸田首相中東訪問関連行事）、液化水素運搬船「すいそふろんていあ」を回航させた。 - その際、満載ではない場合のデータ獲得を行った。 「太陽光発電主力電源化推進技術開発」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞ 2023年4月「特殊な設置形態の太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2023年版」を策定。傾斜地の強風時の気流性状解析や水上設置型の風圧実験など技術的事項を複数提示。条例改正を控えた自治体からの問い合わせに応じ、説明や意見交換を実施。 - 透明度を高めるために混入させているアンチモンをガラスから完全に分離できないところ、そのようなものでも市場で活用できるか、その方途につき調査分析を実施した。ガラスウール（耐熱建材用）として使用できることが判明。 - 化合物・シリコン積層型太陽電池モジュール（実用サイズ）において、世界最高のエネルギー変換効率となる33.66％を達成（2022年の32.65％を更新）。従来の化合物3接合型太陽電池モジュールの3分の1以下に薄層化でき、材料コストの低減につながり、移動体への搭載について普及・促進が期待できる。 「次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト」 ＜マネジメントの工夫＞ - 今後、ドローンのレベル4飛行（有人地帯での補助者なし目視外飛行）の拡大などに伴い同一空域内の運航頻度の増加が見込まれ、本プロジェクトでは、ドローンの運航を適切に管理するために必要な技術開発・検証を実施。「無人航空機の運航管理（UTM）に関する制度整備の方針」（令和6年3月国土交通省航空局）の策定にあたっては、経産省とともにNEDOのプロジェクト・マネージャーが無人航空機の日視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会に出席し、本プロジェクトの研究成果が報告され		
--	--	--	--

	活用された。 - 国際関連機関・標準化団体（ICAO、ASTM、EUROCAE）などが主催する会合にNEDOやプロジェクト実施者が参加。最新の競合、協調の状況を把握し、競争優位となるために必要な技術の特定を行い、空飛ぶクルマ運航管理に係る検証項目の追加など実施内容へ反映。 「中部次世代空モビリティ社会実装準備ネットワーク」にNEDOが参加した。自治体主催セミナー、学会、関連展示会での講演など10件以上実施した。 - 令和5年12月空飛ぶクルマの運航オペレーション検証を目的とする実証試験を公開。実証試験では万博での運航が予定されている機体メーカーの試験機体を用いており、研究開発上の意義に加えて、実証試験で得られたノウハウは万博における実際の運航にも活用される予定。当日の様子は、主要メディア（NHK、日経、読売、産経、共同通信、時事通信、朝日放送）で報道。 「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞ 「生産性低下因子探索技術」開発プロジェクト参画中の企業が糸状菌培養用リアクターの開発の成功がみえたため、事業計画変更を承認して契約を前倒して終了させ、商用化に向けた自社開発への移行を容認。 - 高粘性糸状菌の培養が可能な世界初のリアクター開発に成功。従来型のステンレス発酵槽（蒸気滅菌を生産の度に繰り返す必要がある）にプラスチックのバッグを入れ、これをシングルユースにすることで大型の蒸気滅菌設備が不要になった。導入コスト（設備投資額）約40%減、電力、人件費等ランニングコストは一般水準比3分の1以下となった。 「NEDO先導研究プログラム」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞ - 次世代半導体材料として注目を集めている二次元材料「グラフェン」を効率よく転写可能な機能性テープに成功。このテープは、紫外線で粘着力が低下する性質を持ち、グラフェンをキャッチしてはがしたのち、目的の基盤上でUV光を照射しテープからリリースするもの。本研究は、2020年度のRFIで受けた282件の技術提案の中から選定して事業化したものであり、本成果は2024年2月に英国科学誌「Nature Electronics」オンライン版で公開されている。 - NEDOからRFIを発出し、広く技術シーズを募集するため、オンライン説明会の複数回実施、全国の大学71校への呼びかけを実施。 - 資源循環、モビリティ電動化・機体制御、パワーエレクトロニクス、電力貯蔵・キャパシタ等に資する研究シーズを募集し、2023年6月21日～30日に大学教授、企業研究者等の応募者から計14件のプレゼンを行う場を開催した（ビジョナリー・インキュベーション・プログラム（VIP）と呼称）。空中での手作業が可能で自在にホバリング移動できるウェアラブルな飛行装置		
--	---	--	--

	等、独創的な提案、独創的な提案（電力インフラ保守等に活用可能）がなされた。 - 先導研究プログラムの課題について技術戦略研究センター（T S C）から提案を行った（石油由来でない人造黒鉛製造技術等11件の課題を設定）。 「クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞ - 第 5 回 R D 20（産業技術総合研究所が主催する G 20 各国・地域の主要な研究機関が集う国際連携会議。2023 年は福島で開催され、岩田経済産業副大臣が出席した）において、N E D O から本事業の制度や成果（水素、太陽光パネル、二酸化炭素再利用の 3 分野）を紹介した。 - 新潟大学、東京大学生産技術研究所、信州大学と米国のコロラド大学ボルダー校は、新反応性物質に太陽光を集光して照射することで酸化還元反応を起こし、炭酸ガスを酸素と一酸化炭素に分離する世界初の技術の開発に成功した。 「グリーンイノベーション基金事業／⑤製鉄プロセスにおける水素活用」 ＜マネジメントの工夫及び顕著な研究開発成果＞ - 現在実証試験で用いている高炉の規模は12m³であるところ、次期試験炉は500 m³規模を想定していたが、これをとりやめ、1,000m³（実機の 1／5）規模に拡大することとし、実用化をさらに加速化することにした。次期試験炉の大規模化のためには高温水素の多量吹込みやその際の安全性確保のためのより詳細なデータの取得が必要となる。そこで、水素加熱機器の耐熱水準を引き上げる所要の仕様変更や安全対策設備導入等を行うため、それに要する加速資金を追加することとした。そのデータを用いてステージゲート審査を通過した場合には、1,000m³規模の試験炉を設置することになるため、当該審査の通過を条件に事業計画変更案を承認し、所要の予算の準備をしている（なお、経済産業省のグリーンイノベーション部会に諮り、了解を得ている）。 - 順調にいけば、2026 年度末以降、より実機に近い規模での高炉を用いた水素還元技術実証が実施可能となり、3～5 年程度の実装前倒しが可能となる。 - 世界最高水準となる CO₂削減率を試験高炉（12m³）により確認。（2023 年 8 月公表：C O₂削減率22%、2024 年 2 月公表：C O₂削減率33%） ○横断的な研究開発マネジメントの主な実績 ＜マネジメント用マニュアルの整備＞ - 経済産業省において、各段階における評価体制の連携強化などの観点から評価方針の変更があり、事前評価の評価結果を基本計画に反映する手順の追加など評価業務に係るマニュアル類の整備を整理した。 ＜懸賞金制度の導入促進＞ - N E D O 懸賞金活用型プログラムにつき、2023 年度には次の 3 テーマを定め、適切に執行した。		
--	---	--	--

	①衛星データを活用した事業 ②リチウムイオン電池の回収事業 ③筋電位や脳波などの生体情報から運動情報予測 - いずれも 1 位1,000万円、2 位400万円or500万円、3 位200万円or300万円の懸賞金を設定。 ①事業については、4 月30日〆切で67件の応募があり、現在審査中。②は応募受付中、③は今後募集予定。 - 懸賞金には確定検査等が不要であるため、大企業、スタートアップ等を問わず多様な主体の参加が期待できる。		
	(2) 国際実証・国際共同研究事業の実施 「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」に係る協力協定等について2023年度は4 件締結した。公募については、2023年度も2022年度に引き続き年 2 回実施し、実証要件適合性等調査として第 1 回公募で 5 件、第 2 回公募で16件を新たに採択した。全 7 件の実証事業、全34件の調査を推進した。 また、独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）及び株式会社日本貿易保険（N E X I）との共催で実施したロンドン合同セミナー（5 月）及びデュッセルドルフ合同セミナー（10 月）では、日本企業に向けて欧州のグリーン政策動向を説明すると同時に、日本企業が利用可能な海外展開支援ツールを紹介し、ロンドン合同セミナーに43名、デュッセルドルフ合同セミナーに54名が参加した。このほか、海外の政策・技術動向の紹介並びに国際実証事業の広報を目的とした「第 4 回 N E D O 海外実証オンラインセミナー」を、経済産業省や独立行政法人国際協力機構（J I C A）、N E D O 海外事務所と連携して実施し、当日約300名の参加があった。加えて、日本機械輸出組合、一般財団法人省エネルギーセンター、一般財団法人エンジニアリング協会の各団体主催のもと、「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」に係る事業説明会をそれぞれ 1 回実施した。 上記の事業を通じ、我が国エネルギー産業の海外展開、市場開拓、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギー安全保障に貢献した。 ○海外機関との情報交換協定等締結（延長等変更含む）状況 包括的協力Memorandum of Understanding（M O U）等新規締結件数：3 件 - タイ国国家イノベーション庁（National Innovation Agency：N I A）との包括的協力及びスタートアップ支援に関する包括的協力M O U の延長 - ベトナム国N A T I F（National Technology Innovation Foundation）との包括的協力M O U の締結 - サウジアラビアSaudi Aramco Energy Ventures LLCとの包括的協力M O U の締結 個別事業におけるM O U等新規締結件数：1 件 - インドPower Finance Corporation Ltd.（P F C）とのLetter of Intent（L O I）の締結 事業名：配電網未整備地域における環境負荷の小さい電力供給を実現するためのマイクロ変電所の実証研究（インド）	【評価の根拠】 - 海外の政策・技術動向の紹介並びに国際実証事業の広報を目的とした「第 4 回 N E D O 海外実証オンラインセミナー」を、経済産業省や独立行政法人国際協力機構（J I C A）、N E D O 海外事務所と連携して実施し、当日約300名の参加があった。 「二国間クレジット制度（J C M）等を活用した低炭素技術普及促進事業」においては、タイ国の実証事業について、2021年以降、経済産業省予算事業で初めて日本の Nationally Determined Contribution（N D C）達成に活用可能な J C M クレジットを獲得する見通しをもって成功裏に終了させた。	

	「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業」においては、2023年度公募で新規採択した新規方法論開発事業2件、実証前調査3件を推進した。 タイ国の実証事業について、2021年以降、経済産業省予算事業で初めて日本のNationally Determined Contribution（NDC）達成に活用可能なJCMクレジットを獲得する見通しをもって成功裏に終了させたほか、サウジアラビア国の実証事業について、相手国側との交渉を進め、MOU締結と事業開始を2024年度に実現できる見通しを得た。 事業の評価においては、本事業全体の中間評価を実施し、外部有識者により総合的に高い評価を得た。また、テーマ別の終了時評価においても、タイ国実証事業は外部有識者から高く評価された。 2024年度に向けては、既存の「低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）」と「有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査」の2件の事業に加え、日本政府による民間資金を中心とするJCMプロジェクト推進の動きに合わせて、「JCMクレジット化支援／MRV適用調査事業」を新たに構築し、公募を開始した。		
	（3）特定公募型研究開発業務の実施 ① ムーンショット型研究開発事業 プログラム・ディレクター（PD）及びサブPDからなるマネジメント会議の下に設置した分科会を計16回開催するとともに、PD及びサブPDによる研究開発現場の訪問調査を計15回実施し、会議体及び現地調査の両方のアプローチによるプロジェクトの進捗確認を行った。また、PDによるポートフォリオマネジメントの強化のために、調査・分析を実施した。これらの活動実績も踏まえ、マネジメント会議にて各プロジェクトに対する自己評価を実施し、内閣府の戦略推進会議で結果を報告した。	【評価の根拠】 マネジメント会議の下に設置した分科会を計16回開催するとともに、PD及びサブPDによる研究開発現場の訪問調査を計15回実施し、会議体及び現地調査の両方のアプローチによるプロジェクトの進捗確認を行った。	
	② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 研究開発項目①「ポスト5G情報通信システムの開発」では、「基地局」において2テーマ、「計算可能領域拡大のための研究開発」において3テーマの採択を行い、調査事業1テーマについて採択を行った。また、技術推進委員会を6回、ステージゲート審査委員会を2回開催し、進捗管理を適切に実施した。さらに、終了テーマ8件について、テーマ終了時評価を実施して最終目標の達成状況を確認した。 研究開発項目②「先端半導体製造技術の開発」では、「先端半導体の後工程技術（More than Moore）の開発」において1テーマ、「国際連携による次世代半導体製造技術開発」において5テーマ、「次世代メモリ技術開発」において1テーマ、「次世代半導体設計技術開発」において2テーマの採択を行い、調査事業4テーマについて採択を行った。また、技術推進委員会、ステージゲート審査委員会をそれぞれ5回開催し進捗管理を適切に実施した。 研究開発項目③「先導研究」では、技術推進委員会を4回開催し進捗管理を適切に実施した。さらに、「ネットワーク関連技術」「伝送路関連技術」「基地局関連技術」「革新的応用システム技術」「先端半導体製造技術（前工程技術）」において事業期間を終了した計15テーマについて、テーマ終了時評価を実施して最終目標	【評価の根拠】 - ポスト5Gの社会実装に向けて、公募を複数回行い、14テーマ、調査事業5テーマを採択した。また、研究開発の進捗管理を適切に実施し、終了した23テーマについては終了時評価を行い最終目標の達成状況についても確認した。 「第46回新産業技術促進検討会シンポジウム」（モノづくり日本会議）を開催し、研究開発項目①「ポスト5G情報通信システムの開発」の8テーマに関する成果を報告したほか、「CEATEC2023」への出展、「SEMICON Japan 2023」での講演を通じ本事業の意義や今後の期待について情報発信を行った。	

	の達成状況を確認した。 プロジェクト全体の運営管理について、経済産業省との協議や情報共有を図るため、定例ミーティングを12回、実施状況等の月例報告を12回行った。 広報について、本事業のW e bサイトをリニューアルし、各テーマ概要資料やイベント情報を新たに掲載するなどにより充実を図った。 また、「第46回新産業技術促進検討会シンポジウム」（モノづくり日本会議）を開催し、研究開発項目①「ポスト5 G情報通信システム開発」の8テーマに関する成果を報告したほか、「C E A T E C 2023」への出展、「SEMICON Japan 2023」での講演を通じ本事業の意義や今後の期待について情報発信を行った。		
	③ グリーンイノベーション基金事業 基金積み増しへの対応等を含め引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、各省庁のプロジェクト担当課室に対して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援するとともに、8件のプロジェクトで公募・審査を実施し、うち6件のプロジェクトで採択先を決定（残り2件のプロジェクトは2024年度に採択先を決定予定）するなど、事務を円滑に進めた。また、5名のプロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、18件のプロジェクトで技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行うとともに、重点分野における技術・市場動向の調査を11件開始した。プロジェクトの進捗については開催された12回のワーキンググループで報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も順次進めた。さらに、本基金事業の特設サイトへの経営者インタビュー動画や特集記事の掲載、第10回「Innovation for Cool Earth Forum（I C E F）」でのシンポジウム開催などの戦略的広報に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行った。	【評価の根拠】 18件のプロジェクトで技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行うとともに、重点分野における技術・市場動向の調査を11件開始した。 - 本基金事業の特設サイトへの経営者インタビュー動画や特集記事の掲載、第10回「Innovation for Cool Earth Forum（I C E F）」でのシンポジウム開催などの戦略的広報を実施した。	
	④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 新たに策定した研究開発構想（プロジェクト型）を推進するための者としてPDを、研究開発構想（個別研究型）を推進するための者としてプログラム・オフィサー（PO）をそれぞれ任命した。また、国が策定した研究開発ビジョン（一次）、研究開発構想に基づき、機構において公募した6件のプロジェクトについて、任命したPD・PO及び経済産業省と連携しながら、採択決定を行った。採択決定後はPD・POとも協力し、実施計画書の内容を精査し、契約締結を行った。また、3件のプロジェクトについてステージゲート審査を行い、全てのプロジェクトについて継続を決定した。さらに、国が新たに策定した研究開発ビジョン（二次）、研究開発構想に基づき、機構が研究推進法人となっている9件のプロジェクト全てについて公募を開始した。	【評価の根拠】 国が策定した研究開発ビジョン（一次）、研究開発構想に基づき、機構において公募した6件のプロジェクトについて、任命したPD・PO及び経済産業省と連携しながら、採択決定を行った。	
	⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくり事業を対象に公募を行った。採択審査においては、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見を活かしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業の審査を行った結果、19件の応募のうち、6件を採択した。採択決定後は実施計画書の内容を精査し、契約締結・交付決定を行った。	【評価の根拠】 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくり事業を対象に公募を行い、6件を採択した。	

	また、更なる投資を促進するため、第2回公募を開始した。																	
【評価軸】 NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※数値目標1. - 1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5	○数値目標1. - 1 「基幹目標」 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2023年度の実績は以下の通り。 2.60点 ※達成度 130% 【外部評価委員会 委員名簿】 <table><tr><td>委員長</td><td>西野 和美</td><td>一橋大学大学院 経営管理研究科 教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>安宅 龍明</td><td>元 先端素材高速開発技術研究組合 専務理事</td></tr><tr><td>委員</td><td>櫻井 政考</td><td>TEAMアライアンス株式会社 代表取締役</td></tr><tr><td>委員</td><td>原田 文代</td><td>株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員</td></tr><tr><td>委員</td><td>宗像 鉄雄</td><td>国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授 水素エネルギー総合研究所 所長</td></tr></table>	委員長	西野 和美	一橋大学大学院 経営管理研究科 教授	委員	安宅 龍明	元 先端素材高速開発技術研究組合 専務理事	委員	櫻井 政考	TEAMアライアンス株式会社 代表取締役	委員	原田 文代	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員	委員	宗像 鉄雄	国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授 水素エネルギー総合研究所 所長	【評価の根拠】 2023年度は目標値を上回って達成した（2.5点以上のため、A評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 - プロジェクト関係者を超えた将来のユーザーや国内外の研究者等、外部のステークホルダーとも連携した、高度化した事業もあり、高い評価に値する。 - 今後の事業において、必要に応じて実施者以外の重要なステークホルダーとのコミュニケーションを意識することが、アウトカムの達成、社会実装を目指すという取組の中で有効でないかと考える。 - 水素・燃料電池関連プロジェクトでは、社会実装に至るまでの道程を示すに至っていないものもあるが、全体的に運用・成果・PRの点で良好な推進状況であると言える。 - 予算規模が小さいプロジェクトの中には社会実装が見えていないものもあるが、後継事業の継続実施やアフターフォローにより、引き続き成果創出に注力してほしい。 - 標準的マネジメントに比べ特筆すべきものを記載するのは大変だと認識しているが、大きな金額を動かしている観点から説明責任は求められるものであり、プロジェクトマネジャーが自身の取組を言語化していくことは非常に重要。 - 良い取組は他の事業に波及させることで、より良いマネジメント、人材育成につながっていくのではないかと。	
委員長	西野 和美	一橋大学大学院 経営管理研究科 教授																
委員	安宅 龍明	元 先端素材高速開発技術研究組合 専務理事																
委員	櫻井 政考	TEAMアライアンス株式会社 代表取締役																
委員	原田 文代	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員																
委員	宗像 鉄雄	国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授 水素エネルギー総合研究所 所長																
【評価軸】 NEDOのPMgr及びPTメンバーが研究開発マネジメントを的確に実施していたか。 【関連する評価指標】 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率	○数値目標1. - 2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合について、2023年度の実績は以下の通り。 69.5% (264件／380件) ※達成度 174%	【評価の根拠】 2023年度は目標値を上回って達成した（達成度は120%以上）。																

	（４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 水素の利活用をグローバルな規模で推進し、関係各国が歩調を合わせ一層の連携を図るプラットフォームとして、第６回「水素閣僚会議」を９月25日に開催した。対面を基本として一部オンラインを含んだ形式の開催となり、23の国・地域・国際機関の代表者が参加した。機構は開催方式の検討・準備、講演者との連絡調整など、運營業務全般にわたって貢献した。 会議の成果として、東京宣言及びグローバル・アクション・アジェンダの進展の加速と拡大に向け、水素利用量の目標設定、水素利活用による新産業の創出や新規雇用の創出、炭素集約度に基づいた国際標準・相互認証の開発の加速化、新興国におけるファイナンス支援の加速化を柱とする議長サマリーを発出した。 第10回「Innovation for Cool Earth Forum（ＩＣＥＦ）」年次総会を10月４日－５日に対面とオンラインのハイブリット形式で開催した。「Innovation for Just, Secure and Sustainable Global Green Transformation（GX）」をメインテーマに、世界が様々な困難に直面しつつもカーボンニュートラル達成へと進んでいくために必要なイノベーションについて議論を行い、79の国・地域から約1,700人と過去最高の参加登録があり、成功裏に終了した。 第10回ＩＣＥＦでは、９年振りの経済産業大臣の対面参加に加えて、ノーベル賞受賞者３名等の著名人が参加し、イノベーションと気候変動について大局的に議論を行った。また、カーボンニュートラル達成に向けて貢献する主要な革新的技術を提言するロードマップ「人工知能（ＡＩ）と気候変動緩和」を作成し、2023年12月にアラブ首長国連邦で開催されたＣＯＰ28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）にて発表した。当該ロードマップは、New York Times、Bloomberg等の海外主要紙に紹介される等の成果を得た。	【評価の根拠】 - 第６回「水素閣僚会議」を開催し、23の国・地域・国際機関の代表者の参加による会議の成果として、東京宣言及びグローバル・アクション・アジェンダの進展の加速と拡大に向けた議長サマリーを発出した。 - 第10回「Innovation for Cool Earth Forum（ＩＣＥＦ）」年次総会を開催し、79の国・地域から約1,700人と過去最高の参加登録を得るとともに、カーボンニュートラル達成に向けて貢献する主要な革新的技術を提言するロードマップ「人工知能（ＡＩ）と気候変動緩和」を作成し、2023年12月にアラブ首長国連邦で開催されたＣＯＰ28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）にて発表した。当該ロードマップは、New York Times、Bloomberg等の海外主要紙に紹介された。	
	（５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等に求められる、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備に向けた対応として、公募要領に安全保障貿易管理における留意事項を記載するとともに、必要に応じて事業者の情報管理体制等の確認を実施した。また、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）で掲げられている事項を公募要領に明記する等、研究インテグリティ確保に向けた取組を実施した。	【評価の根拠】 技術情報流出の防止強化のための経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備や研究インテグリティ確保に向けた取組を実施した。	

	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 （1）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）やディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援した。 また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行うべく、公募を開始した。 さらに、経営人材候補等の育成や外部からの専門家人材等の参画を促す取組等として、研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA）や大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）も合わせて実施した。 加えて、中小企業等の育成を行いつつ、将来を見据えた同分野における研究開発を進めることにより、技術の選択肢の多様化と技術革新を目指す新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業を実施した。 また、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「日本版SBI R制度」の一翼を担うSBI R推進プログラムを実施した。 2023年度は、各事業で以下の実施状況となっている。 ● ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP） 開拓コース：応募件数131件、採択件数35件 躍進コース：応募件数142件、採択件数28件 ● ディープテック・スタートアップ支援事業：応募件数252件、採択件数55件 ● 研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA）：応募件数85件、採択件数39件 ● 大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）：応募件数21件、採択件数8件 ● 新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業：応募件数50件、採択件数12件 ● SBI R推進プログラム：応募件数53件、採択件数26件	【評価の根拠】 ● ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）やディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援した。 ● 経営人材候補等の育成や外部からの専門家人材等の参画を促す取組等として、研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA）や大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）も合わせて実施した。	
	（2）関係機関とのネットワーク構築 オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）の活動の一環として、医療／ヘルステックや女性起業家に特化したピッチや、他支援機関の公募情報やイベント情報の周知等を実施した。加えて、スタートアップが共創候補企業とのオープンイノベーションを進めるための面談やコンセプトメイクに係る少人数制の実践ワークショップ、ディープテック・スタートアップと事業会社との連携事例（プロセス、ケアポイント等）の深堀りをするパネルディスカッションを対面とオンラインのハイブリッド形式で実施した。 スタートアップ支援機関連携協定（Plus）については、Plus参画機関の	【評価の根拠】 ● スタートアップ支援機関連携協定（Plus）については、Plus参画機関のスタートアップ支援担当者を対象に外部有識者を招いた勉強会を6回開催したほか、説明会や展示会等での連携を7件、Plus参画機関が実施するイベント・公募等の情報を、他のPlus参画機関のメールマガジン等で発信するなどの相互情報発信数を61件実施した。	

	スタートアップ支援担当者を対象に外部有識者を招いた勉強会を6回開催した。その他説明会や展示会等での連携を7件、P l u s 参画機関が実施するイベント・公募等の情報を、他のP l u s 参画機関のメールマガジン等で発信するなどの相互情報発信を61件実施した。 また、起業家の育成・支援をワンストップで行う支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center（K－N I C）」を継続して運営している。K－N I CではN E D Oスタートアップ支援事業などの公的支援事業での採択を目標とした短期アクセラレーションプログラム「K－N I Cハンズオンプログラム」、各分野の専門家によるアドバイス、投資家のピッチイベントやメンバー会員同士の交流会など目的に応じた多様な支援メニューを実施した。																						
	（3）特定公募型研究開発業務の実施 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 ディープテック・スタートアップ支援事業について、通年で公募を実施し、第1回、第2回採択審査では計40件の採択を決定し、交付手続きを完了した。第3回採択審査においては15件の採択を決定し、交付手続きを実施しているところ。また、事業の実施状況については4半期ごとに経済産業省に適切に報告している。	【評価の根拠】 通年で公募を実施し、第1回、第2回採択審査では計40件の採択を決定し、交付手続きを完了した。第3回採択審査においては15件の採択を決定し、交付手続きを実施しているところ。																					
【評価軸】 N E D Oとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※数値目標2．－1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≤Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≤X、 B相当：2.0≤X<2.5、 C相当：1.5≤X<2.0、 D相当：X<1.5	○数値目標2．－1 「基幹目標」 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2023年度の実績は以下の通り。 2.43点 ※達成度 122% 【外部評価委員会 委員名簿】 <table><tr><td>委員長</td><td>寺野 稔</td><td>北陸先端科学技術大学院大学</td><td>学長</td></tr><tr><td>委員</td><td>東出 浩教</td><td>早稲田大学ビジネススクール（商学研究科）</td><td>教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>仮屋 蘭 聡一</td><td>グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社</td><td>共同創業パートナー</td></tr><tr><td>委員</td><td>近藤 晋</td><td>日本能率協会コンサルティング</td><td>R&Dコンサルティング事業本部 執行役員 本部長 シニア・コンサルタント</td></tr><tr><td>委員</td><td>池村 隆司</td><td>三井住友信託銀行</td><td>イノベーション企業推進部長</td></tr></table>	委員長	寺野 稔	北陸先端科学技術大学院大学	学長	委員	東出 浩教	早稲田大学ビジネススクール（商学研究科）	教授	委員	仮屋 蘭 聡一	グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社	共同創業パートナー	委員	近藤 晋	日本能率協会コンサルティング	R&Dコンサルティング事業本部 執行役員 本部長 シニア・コンサルタント	委員	池村 隆司	三井住友信託銀行	イノベーション企業推進部長	【評価の根拠】 2023年度は目標値を上回って達成した（2.0点以上かつ2.5点未満のため、B評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 「スタートアップ・エコシステムへの貢献」の中に記載されているプライベートマッチングの活動は、非常に良い取組かと思う。 2024年度の取組方針として、幅広く支援するのか。少ない事業者に、集中的に支援していくのか等、目的や戦略を考えていく必要があると思料。 - J－S t a r t u p等N E D Oの活動は極めて重要であり、今回加点をさせてもらった。ディープテック分野の人材マッチング極めて重要であり、採択V Cに民間が少ない気がする ので、学と民で協調しながら進めていただきたい。 - 取り組み全体としては評価しているが、N E D Oの活動とその成果は、タイムラグが発生するので、基準を設けて長期に説明していくことが大事と思料。 - 経営人材育成、文部科学省側でも、取組を行っており、大きな課題である。N E D Oのプログラムでも大都市の大学の関係事業者が多く、改善余地があるかと思料。 - 文部科学省、J S Tでも様々な事業行っており、連携もしっかり進めていただきたい。	
委員長	寺野 稔	北陸先端科学技術大学院大学	学長																				
委員	東出 浩教	早稲田大学ビジネススクール（商学研究科）	教授																				
委員	仮屋 蘭 聡一	グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社	共同創業パートナー																				
委員	近藤 晋	日本能率協会コンサルティング	R&Dコンサルティング事業本部 執行役員 本部長 シニア・コンサルタント																				
委員	池村 隆司	三井住友信託銀行	イノベーション企業推進部長																				

【評価軸】 NEDO 担当者がスタートアップに対して研究開発マネジメントを的確に実施していたか。 【関連する評価指標】 追跡調査結果で事業者が「NEDO 担当者の対応に非常に満足している」と回答した率	○数値目標 2. - 2 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で、関係者が機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率、かつ「非常に満足している」と回答した率について、2023 年度の実績は以下の通り。 「満足している」「非常に満足している」と回答した率：98.2% (54 件／55 件) 「非常に満足している」と回答した率：70.9% (39 件／55 件) ※達成度 203%	【評価の根拠】 2023 年度は目標値を上回って達成した（達成度は 120% 以上）。	
【評価軸】 NEDO 全体として、中堅企業・中小企業・スタートアップの NEDO 事業への参画が行われているか。 【モニタリング指標】 毎事業年度における新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの比率	（4）その他の取組 2023 年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合の実績は 20.0% となった。		
	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S C を中心にフェロー、事業推進部等とテーマ設定のための議論や政策当局・機構内のニーズを踏まえ、政策エビデンスの提供、将来の戦略策定、プロジェクト企画立案、先導研究シーズの探索等を実施した。2023 年度は、2 件の将来像レポートの作成と 1 件の公表、6 件の技術戦略の策定、9 件の革新的な技術シーズの探索や新規分野開拓に向けた萌芽的調査、29 件の共通基盤的な調査等の国内外の社会構造の変化、市場動向、技術動向を主体的に捉えるための取組を行い政策当局・機構内にエビデンスとして提供した。 具体的には、経済産業省「ネガティブエミッション市場創出に向けた検討会」への情報提供等を実施し、ルール形成・市場創出に向けた政策議論に貢献した。また、グリーンイノベーション基金事業で実施している、20 のプロジェクトに対し、目標の妥当性等プロジェクトマネジメントに資する情報を「最新動向メモ」として T S C でまとめ、経済産業省と機構内の事業推進部へ 13 件提供し、NEDO 技術・社会実装委員会やプロジェクトマネジメントのみならず、経済産業省のワーキンググループでのモニタリングに反映した。 策定する技術戦略については、これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとし、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術	【評価の根拠】 2 件の将来像レポートの作成と 1 件の公表、6 件の技術戦略の策定、9 件の革新的な技術シーズの探索や新規分野開拓に向けた萌芽的調査、29 件の共通基盤的な調査等の国内外の社会構造の変化、市場動向、技術動向を主体的に捉えるための取組を行い政策当局・機構内にエビデンスとして提供した。 - ARPA-E と連携案件の具体的な検討のためのワークショップを 2 回、ARPA-E の PD と T S C ユニット長及び事業推進部の PM g r 等との個別テーマでの意見交換を実施した。さらに、マネジメント高度化に向けた情報収集や研修プログラム開発を目的に、ユニット長 1 名を 2024 年 1 ～ 2 月にかけて ARPA-E に派遣し、PD 業務に随行することで、現場の生きた情報を収集、今後のトップレベル人材育成のための環境づくりを実施した。	

	分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ等による課題解決に向けた取組を促進した。また、技術戦略の策定に当たっては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、取りまとめの方向性について、T S Cフェロー等の複数の外部専門家から意見を聞く取組を実施した。また、知財・標準の方針であるオープン&クローズ戦略については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とした。 上記のような政策エビデンスの提供に関する機能及び能力を向上させるべく、T S Cフェローや外部有識者等の各分野の専門家を講師に迎え、国内外の政策・産業・技術の最新のトレンドについて解説・議論を行う「技術インテリジェンス勉強会」を開始、12回開催した。 また、エネルギー分野における最先端技術動向等の調査の一貫として、N E D Oワシントン事務所と協力し、米国・エネルギー高等研究計画局（A R P A－E）と連携案件の具体的な検討のためのワークショップを2回、A R P A－EのP DとT S Cユニット長及び事業推進部のP M g r等との個別テーマでの意見交換を実施し、継続的な連携のためにM O Uを締結した。 さらに、マネジメント高度化に向けた情報収集や研修プログラム開発を目的に、ユニット長1名を2024年1～2月にかけてA R P A－Eに派遣し、P D業務に随行することで、現場の生きた情報を収集、今後のトップレベル人材育成のための環境づくりを実施した。 その他、研究者、技術者等とのネットワークを構築すべく、バイオエコノミー分野において、招待された世界経済フォーラム、O E C D、F A O等のバイオ関連会合にて、国際的な議論の最前線に参画した。また、主要な国際カンファレンスへの参加や有力な研究機関等の訪問を通じて、海外の代表的な研究者等との意見交換を行い、グローバルな最新動向を把握した。 加えて、2024年2月にはT S C10周年特別セミナーを開催し、将来像レポートの策定に向けたパネル討論や、新たな価値創出や社会変革を見据えたトランスフォーマティブ・イノベーションの実現に向けて、大学、企業、金融機関等様々なセクターの有識者も交えた総合討論を行い、産業界・アカデミアに対して広く議論を喚起した。 また、活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上に向けた取組については、17件の「T S C Foresight」レポートの公表、海外事務所とも連携した「ポストコロナ社会におけるイノベーション像」、「C O P 28に向けたカーボンニュートラルに関する海外主要国の動向」の調査分析レポートの公表を行った。 さらに、過去に公表した「持続可能な社会の実現に向けた技術開発総合指針2020（N E D O総合指針）」について、国内外の状況を踏まえ、D Xの必要性・重要性や「持続可能なエネルギーを推進する社会システム」、「バイオエコノミー」、「サーキュラーエコノミー」の3つの社会システム間でのシナジーの重要性増大などのメッセージを追加し、新たに「持続可能な社会の実現に向けた技術開発総合指針2023（N E D O総合指針）」として公表した。		
--	---	--	--

	（２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 先導研究プログラムでは、情報提供依頼（ＲＦＩ）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてＴＳＣが取りまとめた技術インテリジェンスの活用等を行い、2023年度公募の採択審査を行った結果、計37件の革新的な技術テーマを新たに採択した。既に実施中の13テーマについては、将来のナショナルプロジェクトや共同研究に繋げる観点から技術の革新性及び独創性等を重視し、中間評価を行った。また、2024年度公募に向けて、ＲＦＩにより得た有望な技術シーズの情報を活用して民間企業や大学・公的研究機関等の関係者間で技術や社会像（ビジョン）の共有・議論を行う「ビジョナリー・インキュベーション・プログラム（ＶＩＰ）ワークショップ」を開催するとともに、技術シーズに関するＲＦＩを行い、283件の情報提供を受けた。さらに、2024年度事業についても、ＶＩＰ発技術シーズを含む28課題を決定した上で、公募を実施した。 官民による若手研究者発掘支援事業では、計67件のテーマを新たに採択し、事業を開始した。また、成果創出の促進に向けた採択者支援を目的として、産学連携に関するナレッジ習得のためのセミナーを３回開催するとともに、企業との共同研究の機会創出のためのマッチングイベントを開催した。さらに、「Innovation Leaders Summit」や「nano tech2024」等６件のイベントに出展した。 懸賞金型の研究開発事業では、公募対象となる３課題を設定した上で、コンテスト運営や評価手法検討等を担う企画運営事業者を公募・審査により決定した。うち、１課題については、コンテスト参加者の公募（懸賞広告）を開始した。ほか２課題についても懸賞広告内容の検討等の公募準備を進めた。	【評価の根拠】 - 先導研究プログラムでは、情報提供依頼（ＲＦＩ）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてＴＳＣが取りまとめた技術インテリジェンスの活用等を行い、2023年度公募の採択審査を行った結果、計37件の革新的な技術テーマを新たに採択した。 - 官民による若手研究者発掘支援事業では、計67件のテーマを新たに採択し、事業を開始した。また、成果創出の促進に向けた採択者支援を目的として、産学連携に関するナレッジ習得のためのセミナーを３回開催するとともに、企業との共同研究の機会創出のためのマッチングイベントを開催した。																
【評価軸】 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積が行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の技術インテリジェンス活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※数値目標３．－１の評価結果(X)とＳ～Ｄ評価の関係は以下の通り整理される。 Ｓ相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 Ａ相当：2.5≦X、 Ｂ相当：2.0≦X<2.5、 Ｃ相当：1.5≦X<2.0、	○数値目標３．－１ 「基幹目標」 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2023年度の実績は以下の通り。 2.80点 ※達成度 140％ 【外部評価委員会 委員名簿】 <table><tr><td>委員長</td><td>江龍 修</td><td>国立大学法人名古屋工業大学 参与・教授 産学官金連携機構長</td></tr><tr><td>委員</td><td>永島 学</td><td>株式会社三井物産戦略研究所 技術イノベーション情報部 コンシューマーイノベーション室 室長</td></tr><tr><td>委員</td><td>細田 孝宏</td><td>株式会社JBpress JBpress編集長</td></tr><tr><td>委員</td><td>松尾 真紀子</td><td>国立大学法人東京大学公共政策大学院 特任准教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>山崎 晃</td><td>学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授</td></tr></table>	委員長	江龍 修	国立大学法人名古屋工業大学 参与・教授 産学官金連携機構長	委員	永島 学	株式会社三井物産戦略研究所 技術イノベーション情報部 コンシューマーイノベーション室 室長	委員	細田 孝宏	株式会社JBpress JBpress編集長	委員	松尾 真紀子	国立大学法人東京大学公共政策大学院 特任准教授	委員	山崎 晃	学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授	【評価の根拠】 2023年度は目標値を上回って達成した（2.5点以上のため、Ａ評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 - 米国トップの機関の一つであるＡＲＰＡ－Ｅとの人材交流は大きな成果であるといえ、技術の社会実装に向けた取組み方針／プロセスの違いを理解することで、ＴＳＣ自身の運営最適化を検討する貴重な機会にも繋がるものであったと考える。 - 毎年度の活動と活動のアウトカムがみえてくる（技術インテリジェンスを作ってから成果がでる）までには、タイムラグがあると思慮。2021年度に策定した将来像「豊かな未来」を2023年度は具体的な活動に活用しており、これまで培ったインテリジェンスを、社会実装のために活用し、成果が見える化されてくることが期待される。世界に目をむけて日本をリードしてほしい。 - 重要原材料など適時適切に情報を提供し、経産省の政策等に貢献したことは加点要素として十分な成果をあげたものとする。 - ＴＳＣの将来に向けた検討は非常に価値あるもので、横串	
委員長	江龍 修	国立大学法人名古屋工業大学 参与・教授 産学官金連携機構長																
委員	永島 学	株式会社三井物産戦略研究所 技術イノベーション情報部 コンシューマーイノベーション室 室長																
委員	細田 孝宏	株式会社JBpress JBpress編集長																
委員	松尾 真紀子	国立大学法人東京大学公共政策大学院 特任准教授																
委員	山崎 晃	学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授																

	D相当：X<1.5		をさせる組織として、俯瞰的に社会・将来を見て、方向性を提示していくことを期待。そういう意味で、今後のInnovation Outlookの作成は極めて意義があり、期待したい。 - 既に開始しているものと承知しているが、技術の進展が急速なため、時宜を得た政策のエビデンスづくりのプロセス・仕組みづくりの検討も、重要である。 - 情報発信について、T S Cの活動はおそらく一般メディアに対しては伝わりにくいため、まずは、専門媒体へのアプローチを強化することで、一般メディアへの波及効果も期待できる。 2026年からの第7期科学技術基本計画も視野に、政府全体で戦略的機能の強化に向けて貢献してほしい。								
	【評価軸】 技術インテリジェンス活動から得た技術シーズが、実現可能性や波及効果等を確認できる研究開発テーマに繋がったか。 【関連する評価指標】 NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズを踏まえ新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマに係る外部有識者による終了時評価結果が上位の区分となる比率	○数値目標3. - 2 【目標】 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率について、2023年度の実績は以下の通り。 77.1% (37テーマ／48テーマ) ※達成度 193%	【評価の根拠】 2023年度は目標値を上回って達成した（達成度は120%以上）。								
	<table><tr><td colspan="2">＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況</td></tr><tr><td>令和4年度評価における指摘事項</td><td>令和6年度計画等への反映状況 (令和5年度における取組・令和6年度計画への反映)</td></tr><tr><td>○ 研究開発成果を社会実装へ繋げる取組、国際市場獲得のための標準などのルールメイキングの取組を一層強化していくべき。</td><td rowspan="2"> - 知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略を策定する際には必須の検討事項とし、また、事前・中間・終了時評価の各段階においては知財・標準化戦略の観点でも評価を行い、その結果を各事業等に反映していく取組を実施している。さらに、標準の戦略的活用の検討手法等をまとめたNEDO標準化マネジメントガイドラインを活用するなどして、企業等による知財・標準化戦略も踏まえた上で、事業の研究開発マネジメントを実施している。 - グローバル市場獲得に向け、海外動向の調査・分析を引き続き実施するとともに、海外事務所の活用や海外エネルギー機関との連携等を通じたエネルギー分野の最新の海外動向の情報収集にも努め、その結果を踏まえた技術戦略策定や事業の企画・立案・運営を行っている。 </td></tr><tr><td>○ エネルギー分野の取組は特に国際マーケットが取れそうかどうか重要。海外市場を見据えた取組をより一層強化していくべき。</td></tr></table>			＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		令和4年度評価における指摘事項	令和6年度計画等への反映状況 (令和5年度における取組・令和6年度計画への反映)	○ 研究開発成果を社会実装へ繋げる取組、国際市場獲得のための標準などのルールメイキングの取組を一層強化していくべき。	- 知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略を策定する際には必須の検討事項とし、また、事前・中間・終了時評価の各段階においては知財・標準化戦略の観点でも評価を行い、その結果を各事業等に反映していく取組を実施している。さらに、標準の戦略的活用の検討手法等をまとめたNEDO標準化マネジメントガイドラインを活用するなどして、企業等による知財・標準化戦略も踏まえた上で、事業の研究開発マネジメントを実施している。 - グローバル市場獲得に向け、海外動向の調査・分析を引き続き実施するとともに、海外事務所の活用や海外エネルギー機関との連携等を通じたエネルギー分野の最新の海外動向の情報収集にも努め、その結果を踏まえた技術戦略策定や事業の企画・立案・運営を行っている。	○ エネルギー分野の取組は特に国際マーケットが取れそうかどうか重要。海外市場を見据えた取組をより一層強化していくべき。	
＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況											
令和4年度評価における指摘事項	令和6年度計画等への反映状況 (令和5年度における取組・令和6年度計画への反映)										
○ 研究開発成果を社会実装へ繋げる取組、国際市場獲得のための標準などのルールメイキングの取組を一層強化していくべき。	- 知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略を策定する際には必須の検討事項とし、また、事前・中間・終了時評価の各段階においては知財・標準化戦略の観点でも評価を行い、その結果を各事業等に反映していく取組を実施している。さらに、標準の戦略的活用の検討手法等をまとめたNEDO標準化マネジメントガイドラインを活用するなどして、企業等による知財・標準化戦略も踏まえた上で、事業の研究開発マネジメントを実施している。 - グローバル市場獲得に向け、海外動向の調査・分析を引き続き実施するとともに、海外事務所の活用や海外エネルギー機関との連携等を通じたエネルギー分野の最新の海外動向の情報収集にも努め、その結果を踏まえた技術戦略策定や事業の企画・立案・運営を行っている。										
○ エネルギー分野の取組は特に国際マーケットが取れそうかどうか重要。海外市場を見据えた取組をより一層強化していくべき。											

	○ 研究開発型スタートアップ支援においては、事業展開をアドバイス支援する人材が必要であり、そのようなスキルを持つ人材の育成やマッチングを行う制度も必要。	● 研究開発型スタートアップにおける研究開発成果の事業化支援とともに、経営課題の解決に資するために、新規市場の獲得や、更なる成長に向けたアドバイスを行う者として、外部の有識者をその伴走者とする「事業カタライザー」制度を導入し、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業「NEDO Entrepreneurs Program(NEP)」で採択したスタートアップを主として、その伴走支援を実施している。 ● また、広い知見や専門性を持って、研究開発型スタートアップの成長に伴走できる専門支援人材の育成を目的とした研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム「NEDO Technology Startup Supporters Academy (SSA)」を実施し、一定数の支援人材の輩出に努めている。 ● さらに、経営人材が不足しがちな大学発スタートアップ等における人材獲得ルートが多様化を目指し、VC等が経営人材を発掘・育成し、大学等の技術シーズや大学発スタートアップとのマッチングを行っている取組を支援する事業「Management Personnel Matching program (MPM)」を2023年度から開始している。	
	○ 研究開発型スタートアップに対するNEDOを含む様々な機関の支援策について、スタートアップ隔々まで届くかどうか重要であり、NEDOにおいてスタートアップ支援機関連携協定(Plus)の枠組みを活用して、支援策を積極的にPRしていくべき。	● Plusに参画している機関と連携し、説明会や展示会等での連携、Plus参画機関経由での相互情報発信を行っている。 ● 英文のWebサイト充実に向け、新規ページの作成、既存ページのリニューアルを進めている。並行して、海外投資家へのつなぎ等について海外事務所等とも連携の上、関係構築を進めている。	
	○ 研究開発型スタートアップへの支援として、海外展開支援が重要。英文ホームページの充実、英語でのピッチイベントなどを充実させるとともに、海外投資家へのつなぎ等、現状、足りていないと思われるところをNEDOが積極的に対応していくべき。加えて、NEDOのスタートアップ支援の成果について積極的に公表し、対外的にアピールしていくべき。	● また、NEDOがこれまで支援してきたスタートアップの中から、積極的に海外展開を望んでいる社を募り、米国のシリコンバレーや欧州のパリへ短期間派遣し、現地アクセラレータの協力により、当該社のビジネスプランのブラッシュアップや、現地事業会社やVCとのマッチングの機会を設けるなどといった海外展開の実践に係る研修プログラムを実施している。加えて、ワンストップ相談窓口Plus Oneへの相談者の内、海外展開を希望している方に対しては、JETRO・JICAの支援策を紹介し、適宜担当者への接続などを実施している。	

様式 2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項及び基金事業の適切な管理・執行に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	基金事業の適切な管理・執行		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第43条第1項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 【困難度：高】 数値目標 4.－1	関連する政策評価・行政事業レビュー	ムーンショット型研究開発事業（基金シート番号22） ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金シート番号23） グリーンイノベーション基金事業（基金シート番号27） 経済安全保障重要技術育成プログラム（基金シート番号31） バイオものづくり革命推進事業（基金シート番号37） ディープテック・スタートアップ支援事業（基金シート番号33） 特定半導体基金事業（基金シート番号29） 安定供給確保支援事業（基金シート番号35）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	基金管理、審査業務に係る外部有識者の評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分（2.0点以上）	2.58点	—	—	—	—	予算額（千円）	720,806,996	—	—	—	—
	（上記の達成度）	—	129%	—	—	—	—	決算額（千円）	308,228,337	—	—	—	—
								経常費用（千円）	308,228,505	—	—	—	—
								経常利益（千円）	808	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	308,228,505	—	—	—	—
								従事人員数	1,492人の内数	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
		＜自己評価＞ ○ 「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」については、以下のよう な顕著な成果が得られているため、A評価とした。		
		【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜基金事業の適切な管理・執行に関する事項＞ - 基金事業は、新しい取組であり金額も大きいため適切なマ ネジメントが求められるが、外部評価委員会の採点は2.58 であり、A評価は妥当と言える。 - 限られた運営費や体制の中でこれまで管理・執行が行われ てきたことは称賛に値するが、基金の規模が拡大し管理責 任が増大化した状況下においては、外部人材に随時アドバ イスを受けるだけでなく、NEDO内部にも、継続的に責 任を持って資金の管理・執行を担う専門人材を登用し体制 を構築することが必要と考える。		
	Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲）			
	⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 3件の認定特定半導体生産施設整備等計画に従って実施する6件の助成事業に関 し、2022年度に引き続き検査及び支払等の執行業務を適切に実施した。また、新規 で1件の認定特定半導体生産施設整備等計画に従って実施する1件の助成事業に関 し交付決定し、検査及び支払等の執行業務を適切に実施した。 人材育成・確保及びサプライチェーンの強靱化に係る委託調査事業について、 2022年度からの継続事業を1件、3つの地方を対象に3件の新規事業を実施した。	【評価の根拠】 2022年度から継続して実施する6件の助成事業及び2023年 度から新たに実施する1件の助成事業について、適切に執 行した。		
	⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済産業省において認定された54件の計画について、事業者から交付申請をう け、内容を精査の上、交付決定を行った（一部、交付手続き中のものを含む）。 また、交付決定を行った事業者に対して経理指導、中間検査を実施し、円滑な執 行に向けて取組を進めた。	【評価の根拠】 経済産業省において認定された54件の計画について、適切 に交付決定を行った（一部、交付手続き中のものを含 む）。		
	＜全基金に共通した取組＞ 市中銀行が日銀の当座預金へ預け入れるとマイナス金利が適用される情勢下 において、機構は2023年度の追加資金約2.7兆円について、メガバンク3行へ預け 入れを依頼し、国の交付スケジュールどおり資金配置した。			

	- これまで資金を普通預金・譲渡性預金を預け入れていたが、マイナス金利解除後、7,383億円相当について利率0.025%の大口定期預金(約2ヶ月)に預け入れたことで、普通預金・譲渡性預金のままであった場合に約200万円となる受取利息が約2,800万円となった。 「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」 - 設立間もない対象事業者に対し、経理担当役員の設置を要請した。 - 同社の事業は巨額支払いを伴うため実績払いとし、NEDO内基金管理委員会によって支出を管理している。信用リスクを最低限に抑えるため、例えば米国企業への支払いに必要な資金は、送金－2営業日と設定し、個別の確認を得て実施するなど厳格に管理した。 「グリーンイノベーション基金事業」 - 事業の粒度が大きく、他基金と比して相対的に先が見通しやすいことから、令和4年度補正予算の追加資金のうち300億円を、地方債等で運用開始。 具体的には、207億円を利率0.299～0.329%の地方債（神戸市公募公債(5年)他）で、93億円を利率0.275%の財投機関債（日本高速道路保有・債務返済機構債券(4年)）で運用し、その結果、運用期間全体で総額全体4億2,459万円の受取利息を予定。 - 従来と異なる会計の補助金を原資とした基金積み増しの対応において、分割支払の造成手続きや会計毎に研究開発内容を明確に切り分ける調整を行い、適切に基金事業を推進した。 「ディープテック・スタートアップ支援事業」 - CRD評価がD以下の事業者に対しては、代表者面談を行うほか、原則実績払いとし、資金の流用がないよう、財務状況等をチェックした。 - 年4回程度の提案受付機会（年度内に3回審査・採択を実施、4回目の提案受付機会の案内を実施）を設け、個々のスタートアップの計画に応じた提案をしやすい制度とした。 - 希望に応じて不採択者に対するフィードバック面談を89回実施し、再度の提案準備の参考とする機会を設けた。		
--	---	--	--

【評価軸】 基金事業の適切な管理・執行が行われているか。 【関連する評価指標】 基金管理、審査業務が適切に実行されているか、特筆すべき政策的要請による取組であること、または、他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしているか等について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※数値目標 4.－1 の評価結果(X)と S～D 評価の関係は以下の通り整理される。 S 相当：2.5≤Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A 相当：2.5≤X、 B 相当：2.0≤X<2.5、 C 相当：1.5≤X<2.0、 D 相当：X<1.5	○数値目標 4.－1 「基幹目標」 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4 段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、2023 年度の実績は以下の通り。 2.58 点 ※達成度 129% 【外部評価委員会 委員名簿】※ 1.－1 と同一委員で評価を実施。 委員長 西野 和美 一橋大学大学院 経営管理研究科 教授 委員 安宅 龍明 元 先端素材高速開発技術研究組合 専務理事 委員 櫻井 政考 T E A Mアライアンス株式会社 代表取締役 委員 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員 委員 宗像 鉄雄 国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授 水素エネルギー総合研究所 所長	【評価の根拠】 2023 年度は目標値を上回って達成した（2.5 点以上のため、A 評価相当）。 【外部評価委員の主なコメント】 マイナス金利下における資金管理において、突出した規模である数兆円を複数メガバンクに分散して預金することができたのは、担当部署の大きな努力と評価する。 今後、リスクを相応に限定した金融商品での運用の検討、関係省庁との資金受渡し方法等、一層の調整と工夫を期待したい。 基金管理業務については総じて良好であると評価できる。 審査業務については、通常の研究開発マネジメント以上の工夫等は見られなかった。 基金事業は、新しい取組であり、マネジメントのノウハウを蓄積しているところと認識しているが、金額も大きいため、国民への対外的な説明も、念頭において、取り組んでいただきたい。 いずれも現在進行形の大型プロジェクトであるが、運用、P R とともに適切に運営されている。 外部評価の進め方について、実施方法やマニュアル化を含め改善をしていただきたい。					
	＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況 <table><tr><td>令和 4 年度評価における指摘事項</td><td>令和 6 年度計画等への反映状況 (令和 5 年度における取組・令和 6 年度計画への反映)</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr></table>		令和 4 年度評価における指摘事項	令和 6 年度計画等への反映状況 (令和 5 年度における取組・令和 6 年度計画への反映)	—	—	
令和 4 年度評価における指摘事項	令和 6 年度計画等への反映状況 (令和 5 年度における取組・令和 6 年度計画への反映)						
—	—						

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費・業務経費 の合計（一部を除く） の効率化の実績値	1.10% （毎年度平均）	—	15.01%	—	—	—	—	%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	評価
			＜自己評価＞ ○ 「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」については、以下のような顕著な成果が得られているため、A評価とした。	
			【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜業務運営の効率化に関する事項＞ - NEDOの既存基金にさらに約2.7兆円の積み増しがあり、2023年度末時点で8基金、総額約8.3兆円とその規模が急拡大する中で、2018～2023年度でNEDOの職員数は約1.5倍に増加している。国や国民あるいは市場からの期待はますます高まっており、イノベーション創出の一大拠点としての大きな役割を担っていただきたい。 - NEDOの研究施設に著名なタレントを呼び、YouTube等SNSでの発信や、著名なタレントのラジオ番組にNEDO職員が出演するなど、新たな手段による広報に取り組んだ点は評価できる。 - 他方、NEDOの支援事業がまだまだ広く知られていないところもあるため、今後とも潜在的な支援対象者をターゲットとした情報発信の強化が求められる。	
		Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因	【評価の根拠】 業務効率化の取組として、従前より設置していた職員から業務上の改善提案を募り、その実現へと繋げる仕組みである業務改善ポストを改修し、投稿しやすくした結果、投稿	

	を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、前年度比15.01％の効率化を行った。 2023年度のラスパイレス指数等について以下のとおり公表。ラスパイレス指数は105.2となっており、国家公務員の給与水準を上回っているが、機構は技術的知見を駆使した専門性の高いマネジメント業務を実施していることから大学院卒が高い割合（全体の約3割）を占めており、国家公務員に比べて高い給与水準となっている。 2023年度支出予算の総額に占める国からの財政支出額は約99.8％と高い割合を占めているが、機構が実施している日本の産業競争力強化、エネルギー・地球環境問題の解決のための産業技術開発関連事業、新エネルギー・省エネルギー関連事業等は、いずれも民間単独で行うことが困難であり、国からの財政支出によって実施されることを前提としていることによるものである。従って国からの財政支出の割合の高さは給与水準と直接結びつくものではないと考えられる。また、機構の支出総額8,731億円に占める給与、報酬等支給総額91億円の割合は約1.0％であり、割合としては僅少であることから、給与水準は適切であると考えられる。 業務効率化の取組としては、従前より設置していた職員から業務上の改善提案を募り、その実現へと繋げる仕組みである業務改善ポストを改修し、投稿しやすくした結果、投稿件数が大幅に増加した。各提案に対して関係部署と協力しつつ継続して検討した。また、横断的な課題に取り組める体制としてQ C Tスキームを構築した。 さらに、業務マニュアル類の改善を集中して進めるマニュアル整理・点検ウィークを実施し、マニュアルの標準化を進めた。間接業務・定型業務の自動化のため、R P Aツールの導入も継続的に進めた。 制度面・手続き面においては、業務効率化の取組として一般事業者における経費の大項目間の流用制限の20％以下から50％以下への緩和、概算払い申込書の廃止等を実施した他、研究員の労務費単価の改定、補助員への健保等級単価の適用、アウトリーチ活動費の対象範囲拡大等の改善を2023年度より新たに実施した。 また、2024年度の制度改善に向け、2023年度の「N E D O 事業に係る業務改善アンケート」を実施し、事業実施者から約91％の肯定的な回答を得た。 制度面、手続き面等に関する事業実施者への説明会については、N E D O W e b サイトにナレーション付説明資料を掲載することで、周知徹底を図った。	件数が大幅に増加した。各提案に対して関係部署と協力しつつ継続して検討した。また、横断的な課題に取り組める体制としてQ C Tスキームを構築した。 2024年度の制度改善に向け、2023年度の「N E D O 事業に係る業務改善アンケート」を実施し、事業実施者から約91％の肯定的な回答を得た。	
--	--	---	--

	（２）機動的・効率的な組織・人員体制 定年制固有職員の充実を図るべく、以下の通り職員を採用した。 ＜新卒採用＞ 2023年 ４月 28名 入構 2024年 ４月 27名 入構 ＜キャリア採用＞ 2023年 ８名 入構 また、産業界、学术界等の専門家・有識者について、外部からのアドバイザーとして7名、技術戦略の検討等を担うフェローとして2名を登用。 なお、外部人材登用にあたっては、利害関係者の有無について逐一確認し、透明性の確保に努めた。 スタートアップや中堅・中小企業の支援を拡大する中、経済産業局と連携して、地域の企業や研究機関へのNEDO支援策の周知を図り、イノベーションを通じた事業の創出につなげるため、近畿経済産業局が設置する「関西・共創の森デスク」にNEDO職員を派遣し、「NEDOデスク」として業務を行う体制を整備した。これに伴い、NEDO関西支部による広報業務はNEDOデスクに移管、その他の執行業務は本部に統合し、関西支部オフィスは2024年3月末に閉鎖した。 2023年度当初予算でのムーンショット型研究開発事業とグリーンイノベーション基金事業の2基金の積み増しに加え、2023年度補正予算により、ムーンショット型研究開発事業、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業、特定半導体生産施設整備等助成業務、特定重要物資の安定供給確保支援業務の4基金の積み増しを行い、基金総額は2022年度末の約5.7兆円から約8.3兆円に増加する中、効率的な執行体制の整備を行った。	【評価の根拠】 - 経済産業局と連携して、地域の企業や研究機関へのNEDO支援策の周知を図り、イノベーションを通じた事業の創出につなげるため、近畿経済産業局が設置する「関西・共創の森デスク」にNEDO職員を派遣し、「NEDOデスク」として業務を行う体制を整備した。 2023年度当初予算でのムーンショット型研究開発事業とグリーンイノベーション基金事業の2基金の積み増しに加え、2023年度補正予算により、ムーンショット型研究開発事業、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業、特定半導体生産施設整備等助成業務、特定重要物資の安定供給確保支援業務の4基金の積み増しを行い、基金総額は2022年度末の約5.7兆円から約8.3兆円に増加する中、効率的な執行体制の整備を行った。	
	（３）外部能力の活用 外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について2022年度に調査した内容を踏まえて引き続き精査した。		

	2. 組織の根幹を支える固有職員及びPMgr人材の育成 育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）に関する相談窓口の存在を積極的に情報発信し、職員からの相談対応を行った。また、介護と業務の両立をサポートするため、介護休暇の取得手続きの簡素化を実施した。 ・ 定年制固有職員に対し、各階層別研修を実施した。 ・ 機構職員のプロジェクトマネジメント能力強化のための「プロジェクト運営人材基礎研修」（10講座）を対面／オンデマンドで実施した。実際のプロジェクトマネジメントで得られた知見を共有するため機構職員等が講師となる「プロジェクトマネジメント勉強会」（5講座）及び「プロジェクトマネジメント報告会」（3講座）を実施した。 ・ 機構職員に対し、文書管理、契約・検査、知財管理、システム操作等、各種業務を行う上で必要な研修を対面／オンライン／オンデマンドにて実施した。 ・ 国際関連業務の円滑化を図るため、機構職員に対して、実務に応用できる語学スキル研修を実施した。プレゼンテーション、ディベート／ネゴシエーション等、コミュニケーションを中心としたカリキュラムを実施した。 ・ 国内大学院に2名、海外大学院に1名を新たに派遣し、自己研鑽を支援する研修補助制度を継続して運用した。また、制度の認知度向上のための機構内周知として留学成果報告会を行い、46名が参加した。 ・ 外部人材の登用に関しては、プロジェクト管理等を担う実務経験を有する外部人材8名をキャリア採用した。	【評価の根拠】 ・ 機構職員のプロジェクトマネジメント能力強化のための「プロジェクト運営人材基礎研修」（10講座）を対面／オンデマンドで実施した。実際のプロジェクトマネジメントで得られた知見を共有するため機構内職員等が講師となる「プロジェクトマネジメント勉強会」（5講座）及び「プロジェクトマネジメント報告会」（3講座）を実施した。	
	3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るため、押印事務簡素化の取組として、雇用契約等における電子契約を推進し、800件以上の契約で利用した。 機構におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進活動の一環として、各部からDXアンバサダーを募集し、62名を登録した。業務効率化やITリテラシーの向上に資するため、2022年度に引き続きアンバサダーコミュニティの自発的活動を通じ、デジタルツールの活用や好事例の展開等の活動、また、アプリ利用方法等の研修を実施した。 機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、インボイス制度への対応及び利便性向上や業務効率化に向け検索機能の高速化や「知的財産権持分放棄帰属届出書」の機能追加等の改修を実施した。 次期情報基盤サービスの調達に向けた仕様検討のため、コンサルタントを調達し、要件検討、仕様書案の作成を進めた。 （Project Management Officeの支援実績） ・ DX推進会議を6回実施し、機構全体の今後のDX施策等を議論・推進した。 （クラウドサービスの活用実績） ・ 全職員への「Microsoft365」または「情報基盤サービス（メール、Web会議、ポータル等）」や人事評価サービス及び名刺共有サービスの提供など、SaaSを引き続き活用した。	【評価の根拠】 ・ 事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るため、押印事務簡素化の取組として、雇用契約等における電子契約を推進し、800件以上の契約で利用した。	

		(業務プロセスのデジタル化の実績) 提案書の審査をオンライン上で実施するシステムを開発した上で、2023年3月から利用を開始し、問題なく稼働している。		
		4. 積極的な広報の推進 2024年3月末までに、産業界を含めた国民全般に対し、機構の取組やそれにより得られた具体的な技術開発成果の情報発信を図るべく、ニュースリリース98件(英語版9件含む)を報道機関等に向けて発信した(NEDO Webサイトにも掲載)。また、機構の最新情報を発信する記事である「トピックス(最近の動き)」をWebサイトに70件掲載した。 加えて、情報発信用のコンテンツとして、技術開発の取組や成果を紹介する広報誌「Focus NEDO」(日・英版)を年間4号、組織紹介パンフレット「NEDOのご案内」(日・英版)、年度活動報告「アニュアルレポート2022」(日・英版)をそれぞれ発行した。 その他の取組としては、記者会見(現地見学会、ブリーフィングを含む)を11件、成果報告会・セミナー・シンポジウム(オンライン開催を含む)を127件実施した。SNSについては、知名度が高い人物・作品の影響力を活用した投稿した。NEDOアカウントのフォロワー以外にも投稿が届き、高い閲覧数を獲得した(約3.1万件)。 こうした情報発信の取組により、2023年度は新聞記事約2,400件、テレビ放映18件のメディア露出につながった。 NEDOプロジェクトの成功事例を紹介するWebコンテンツ「NEDO実用化ドキュメント2023」について4件の新規掲載を行うとともに、コンテンツの要約及び過去事例の主題を掲載した冊子(日・英版)の作成、事例紹介動画の公開及びSNSによる情報発信を実施した。また、「NEDO実用化ドキュメント2024」として、新たに3件の事例を選定し、コンテンツを作成した。	【評価の根拠】 英語版9件を含む98件のニュースリリースや技術開発の取組や成果を紹介する広報誌「Focus NEDO」(日・英版)の年間4号の発行、現地見学会、ブリーフィングを含む11件の記者会見等の取組の結果、2023年度は新聞記事約2,400件、テレビ放映18件のメディア露出につながった。	
		5. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上 (1) 外部評価活用と自己改革の徹底 2023年度に評価対象であった全ての事業について、機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築し、必要性、効率性、有効性の観点から評価を実施した。中間評価結果をその後の事業運営に反映させ、終了時評価結果は以後の機構のマネジメントの改善に活用した。		
		(2) 適切な調達の実施 「調達等合理化計画」に基づく取組として、これまで競争参加者拡大のため取り組んできた入札予定の事前公表、SNSによる最新情報の発信、研究開発事業等の委託事業の公募において一者応募だった場合の公募期間の延長、仕様書の見直しの検討等を通じて、引き続き競争性の確保に努めた。 調達等合理化計画に基づき事前点検対象となる競争性のない随意契約17件については、全ての案件を契約・助成審査委員会において事前点検した。また、2023年度に新規契約締結した案件のうち、一者応札件数の割合は19.2%だった。 加えて、契約監視委員会を開催し、2022年度の契約の点検・見直しを行った結果、競争性のない随意契約の必要性や一者応札・応募の改善に向けた取組の妥当性	【評価の根拠】 調達等合理化計画に基づき事前点検対象となる競争性のない随意契約17件については、全ての案件を契約・助成審査委員会において事前点検した。	

	について、同委員会において了承を得たところであるが、引き続き、公募期間の延長や仕様書の見直し等に取り組み、一般競争入札による契約を原則として、競争性の確保に努めた。		
	＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
	令和 4 年度評価における指摘事項	令和 6 年度計画等への反映状況 (令和 5 年度における取組・令和 6 年度計画への反映)	
	○ N E D O ユーザーの利便性の向上の観点から、各種応募手続き等のデジタル化をより一層進めていくべき。	● N E D O ユーザーの利便性向上の観点から、紙での押印、提出を求めているプロジェクトマネジメントシステム（PMS）利用申請書について、押印廃止に向けて、2023年度に g B i z I D についてデジタル庁への情報収集、ヒアリングを実施した。2024年度中にシステム改修を行い、運用を開始する予定である。 ● 2023年度に委託事業における変更契約書を原則として押印不要とする運用変更を行い、事業者へ周知した。2024年度から実際の運用を開始している。	
	○ 基金事業が増加していく中、適正な人材確保と労務管理が重要であり、優れた人材が継続して働ける勤務環境を維持していくべき。また、高齢者人材の積極活用なども含め、業務の集中が無いようにしていくべき。	● 組織の中核をなす定年制固有職員の新規採用にあたっては、新規の技術系大学へのアプローチを行うなど、採用活動を強化するとともに、基金増設前後に経験豊富な企業の早期退職者を積極採用し、基金事業等の担当に配置することで業務負荷の低減に努めている。 ● 労務管理については、超過勤務状況の各部への共有や、要因分析等を通じて職員の働き方改革を推進することで、特定の職員に業務を集中させず、負荷平準化を図っている。	

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	期末における運営費交付金債務残高	—	—	462億円	—	—	—	—	億円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	評価
			＜自己評価＞ ○ 「IV. 財務内容の改善に関する事項」については、以下の通り、着実な業務運営がなされていることからB評価とした。	
			【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜財務内容の改善に関する事項＞ ・ 運営交付金債務の抑制のために、必要な事業の進捗状況の把握や、国内外の状況を踏まえた研究ニーズに対応すべく、予算の再配分や追加を実施するなど、適切な取組が行われている。	
		IV. 財務内容の改善に関する事項 4. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、オンライン面談等も活用し、管理費の低減に努めた。また、研究開発成果の事業化や売上等の状況について報告書を徴取した他、研究委託先等への現地調査等を実施し、売上等の納付の滞りを行った。基盤技術研究促進勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、順次、国庫納付を行った。		
		5. 自己収入の増加へ向けた取組 運営費交付金の預金の運用等により、自己収入の獲得に努めた。		
		6. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 年度末における契約締結済又は交付決定済でない運営費交付金債務を抑制するために、事業の進捗状況の把握等や、国内外の状況を踏まえた研究開発のニーズに迅速に応えるための予算再配分による期中の追加予算措置等、適切な予算の執行管理及び費用化を促進する取組を実施した（2023年度末の運営費交付金債務残高は約462億円）。		

		7. 短期借入金の限度額 (実績無し)		
		8. 剰余金の使途 2023年度末の利益剰余金は、3 勘定（一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定）で主に研究開発資産売却収入等で25億円を計上した。なお、これらの利益は、総務省の示す認定基準に合致しないことから、目的積立金の申請はしていない。		
		9. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画 (該当無し)		
		(2) 人事に関する計画 (再掲) 定年制固有職員の充実を図るべく、以下の通り職員を採用した。 このうち、外部人材の登用に関しては、プロジェクト管理等を担う実務経験を有する外部人材 8 名をキャリア採用した。 <新卒採用> 2023年 4 月 28名 入構 2024年 4 月 27名 入構 <キャリア採用> 2023年 8 名 入構 また、産業界、学术界等の専門家・有識者について、外部からのアドバイザーとして 7 名、技術戦略の検討等を担うフェローとして 2 名を登用した。	【評価の根拠】 ・ 定年制固有職員の充実を図るべく、新卒採用において、2023 年度に28名、2024年度に27名、キャリア採用において 8 名を採用した。	
		(3) 中長期目標の期間を超える債務負担 (実績なし)		
		(4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第 1 項に規定する積立金の使途 第 4 期中長期目標期間からの繰越積立金全額を第 5 期中長期目標期間中に費用として計上するもの等に充当した。		
		<課題と対応>※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
		令和 4 年度評価における指摘事項	令和 6 年度計画等への反映状況 (令和 5 年度における取組・令和 6 年度計画への反映)	
		—	—	

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画				
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価		評価
			＜自己評価＞ ○「V. その他業務運営に関する重要事項」については、以下の通り着実な業務運営がなされていることからB評価とした。		
			【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ＜その他業務運営に関する重要事項＞ ・ 事業者の契約検査や職員の検査実務能力の向上のため研修等、的確に実施されているが、法令遵守は研究開発以前の基本である。不祥事発生の未然防止や不正事案に対する迅速な対応など、公益通報制度等を的確に運用し、一層厳正に取り組んでいただきたい。		
		V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進 内部統制に関する取組については、内部統制・リスク管理推進委員会において、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行うとともに、2023年度の行動計画を策定し、機構内に周知した。 コンプライアンスの取組については、新規入構職員全員を対象に、機構が果たすべき責任・役割を十分認識させることを目的としたコンプライアンス基礎研修を毎月実施する等、各種研修を随時実施するとともに、役職員のコンプライアンス意識向上のため、業務実施上の留意事項やコンプライアンス関連の各種情報をイントラネットに掲載することにより周知を図った。 監査については独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施した。その際、監査組織は単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告書を作成した。また、2023年度においては会計監査人の公募を行い、第5期中長期計画期間中	【評価の根拠】 ・ 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応などを、事業者に対してはNEDO Webサイトにナレーション付説明資料を掲載し、機構内に対しては研修や、契約・検査担当者を対象とした会議を23回開催することで周知徹底を図った。		

	の会計監査人候補者を選出した。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応などを、事業者に対してはNEDO Webサイトにナレーション付説明資料を掲載し、機構内に対しては研修や、契約・検査担当者を対象とした会議を23回開催することで周知徹底を図った。 不正事案への対処については、公益通報等に対して、事業者の調査、契約解除、公正証書による債権回収など適切に対応するとともに、契約・検査専門職員等に対して特別検査研修を行うことで検査実務の能力向上を図った。また、過去の不正事案を踏まえた臨時検査について、2023年度実施方針を定め、各事業担当部と連携し着実に実施した。						
	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が2023年7月に改定されたことを受け、NEDO情報セキュリティ規程類の改正を行った。 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO／IEC27001では、10月下旬にサーベイランス審査を受審、判定の結果、ISMS認証維持となった。	【評価の根拠】 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO／IEC27001では、10月下旬にサーベイランス審査を受審、判定の結果、ISMS認証維持となった。					
	3. 情報公開・個人情報保護の推進 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき適切に対応するとともに、毎月、情報公開・個人情報保護研修を実施した。						
	＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況 <table><tr><td>令和4年度評価における指摘事項</td><td>令和6年度計画等への反映状況 (令和5年度における取組・令和6年度計画への反映)</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr></table>		令和4年度評価における指摘事項	令和6年度計画等への反映状況 (令和5年度における取組・令和6年度計画への反映)	—	—	
令和4年度評価における指摘事項	令和6年度計画等への反映状況 (令和5年度における取組・令和6年度計画への反映)						
—	—						

4. その他参考情報
会計検査院法第29条の規定に基づく、令和5年度決算検査報告における指摘について 委託事業で再委託事業者が購入し又は製作した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構の資産売却収入が不足した件について、当該委託事業者、再委託事業者に対して不足分を納付させた。また、再発防止として再委託先の資産登録に係る処理ルールについて機構内外に改めて周知し、理解の徹底を図る等対応した。

(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画

項目別調書 NO	対応する中長期目標	対応する中長期計画	対応する年度計画
I. ー1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、N E D Oの資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行うものとする。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「P M g r」という。）が中心となるP Tを組むことを基本とする。P M g rは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、N E D Oに導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。 ① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国やN E D O技術戦略研究センター（以下「T S C」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要となる	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、機構の資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「P M g r」という。）が中心となるP Tを組むことを基本とする。P M g rは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、機構に導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。 ① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国や機構の技術戦略研究センター（以下「T S C」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要となる要素を	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会において、機構に導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積する。 ① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国や機構の技術戦略研究センター（以下「T S C」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要となる要素を

	要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示すものとする。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関する I S O ・ I E C 等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討することとする。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行うものとする。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和 5 年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。加えて、N E D O の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。	可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関する I S O ・ I E C 等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討する。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和 5 年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。	可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点や世界市場も見据えた視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関する I S O ・ I E C 等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。また、日本規格協会と標準化活用支援パートナーシップ制度のもと、標準化により事業拡大を目指す事業者を支援する等の連携を深める。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和 5 年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
--	--	--	---

	研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、NEDOとして、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行うものとする。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による 社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及びNEDOとしての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。 ※脚注記載 3 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。	研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による 社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。 また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間の機構の	研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案したり、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による 社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA²ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。 また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間の機構の
--	---	---	--

	研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 3　OODA（ウーダ）は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。 各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行うものとする。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ①　ムーンショット型研究開発事業 総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、NEDOは、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。	研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 3　OODA（ウーダ）は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。 各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行う。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ①　ムーンショット型研究開発事業 総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。	研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 2　OODA（ウーダ）は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 エネルギー関連産業の国内外への展開と、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、さらに日本のエネルギーセキュリティへの貢献、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、相手国政府機関・企業等と共同で海外実証事業等を実施する。 加えて、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に資するため、二国間クレジット制度（JCM）等を活用して、我が国の優れた低炭素技術・システムの海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、国際貢献として示していく。また、並行して相手国の政策連携や制度整備を国と機構が連携して取り組むこと等により、当該技術・システムの普及拡大を図り、世界全体の温室効果ガス排出削減に繋げ、パリ協定達成に貢献することとする。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ①　ムーンショット型研究開発事業 総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。
--	---	--	---

	ものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。 ② ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、N E D O は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行うものとする。 ③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、N E D O は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、N E D O は、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WG へのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担うものとする。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものとする。また、研究開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に	た、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。 ② ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。 ③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、機構は、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WG へのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担っている。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものとする。また、研究開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に	とする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価する。 令和 5 年度は、P D 及びサブ P D からなるマネジメント会議の下に設置した分科会においてプロジェクトの進捗確認を複数回行うとともに、マネジメント会議において事業全体に対する自己評価を実施し、その結果を内閣府の戦略推進会議で報告する。 ② ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。 ポスト 5 G 情報通信システムの開発・製造基盤の強化及びデジタル社会と脱炭素化の両立の実現を目指し、令和 5 年度は、引き続き研究開発計画に従い公募を複数回実施し、技術推進委員会やステージゲート審査など進捗管理を適切に実施する。さらに、イベント開催等を通じた広報や技術・市場動向の調査等に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。 ③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。 具体的には、令和 5 年度は、引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、担当省庁のプロジェクト担当課室に対して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援し、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務を円滑に進める。その際、プロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行い、重点分野における技術・市場動向の調査等を実施する。プロジェクトの進捗についてはWG へ報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も行う。さらに、本基金事業の特設サイト構築やイベント開催等を通じた戦略的広報に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に
--	---	---	--

	関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。N E D O は、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、P D 又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行うものとする。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。N E D O は、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。 なお、N E D O が上記（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すことを目的として、以下のとおり数値目標を設定する。 ○数値目標 1. - 1 【目標】「基幹目標」 N E D O は、高度な研究開発マネジメントを実施し研究開発成果を得て、その成果を速やかに企業等の事業化・社会実装に繋げることが支援する役割が求められており、N E D O の研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかを評価するための数値目標を設けることとする。 具体的には、当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①N E D O として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫やN E D O の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するも	関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。機構は、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、P D 又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行う。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。機構は、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。 なお、機構として上記（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり数値目標を設定する。 ○数値目標 1. - 1 【目標】「基幹目標」 機構は、高度な研究開発マネジメントを実施し研究開発成果を得て、その成果を速やかに企業等の事業化・社会実装に繋げることが支援する役割が求められており、機構の研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかを評価するための数値目標を設ける。 具体的には、当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。 令和 5 年度は、既に公募を行ったプロジェクトについては、採択決定及び、採択したプロジェクトの進捗管理等を行う。また、国が新たに研究開発構想を策定した場合には、その研究開発構想に基づき、P D 又はプログラム・オフィサーを任命し、プロジェクトの公募、採択等を行う。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、令和 5 年度は、採択審査において、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見をいかしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業を開始する。 なお、機構として上記（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり数値目標を設定する。 ○数値目標 1. - 1 【目標】「基幹目標」 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。
--	---	---	---

	のとする。 【重要度：高】【困難度：高】 NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた高度な研究開発マネジメントを行って研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることが最も重要である。また、本数値目標は、幅広い技術分野や政策目的に応じた研究開発プロジェクト等に対して、専門的知見、人的ネットワーク、マネジメントスキル等を駆使し、個々のプロジェクトや事業者の実情に応じたマネジメントの工夫、及び事業者が創出する研究開発成果を求める困難度の高い指標である。 ○数値目標 1. - 2 【目標】 NEDOが行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、NEDOが選ばれた割合 40%以上を目指す。（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。 NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中であっても高い割合を求めることを目標とする。 NEDOは、平成26年度からPMgr制度を導入して、NEDOがより主体的にプロジェクトマネジメントを推進している。本指標は、NEDOのPMgr及びPTメンバーがプロジェクトを的確にマネジメントできていたか、それがプロジェクト実施者を含むステークホルダーにどう評価されているかを、的確に調査を行うことで測定するものである。この割合を高めることは、各プロジェクトにおけるPMgr及びPTメンバーの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントの貢献を評価する指標としても適切なものである。 （4）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議ICEF (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。 さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把	○数値目標 1. - 2 【目標】 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。 機構は、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中であっても高い割合を目指す。 （4）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議ICEF (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進める。 さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把	○数値目標 1. - 2 【目標】 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す。 （4）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 第10回“Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)”を実施する。令和5年度は、ICEFの主要テーマである「カーボンニュートラル」の実現に向け、技術及び社会基盤のイノベーションを促進するべく、引き続き議論を深化させる。また、国際機関との連携を引き続き実施するとともに、海外における国際会議においてICEFの成果を発表するなど、気候変動問題の解決に向
--	---	---	--

	握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n－W i nの関係となるような連携の推進を図る。 （５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。	握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n－W i nの関係となるような連携の推進を図る。 （５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。	けた更なるイノベーションの促進に貢献していく。 また、日本の技術の海外展開の促進及び海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を発展させる。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n－W i nの関係となるような連携の推進を図る。 （５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。
I．－2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	2．研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、N E D Oは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、N E D Oにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 （１）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 N E D Oはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第４期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第５期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキ	2．研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 （１）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第４期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第５期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の	2．研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 （１）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第４期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 令和５年度には、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業

	ャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 （２）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。 NEDOとして、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化することとする。 第５期中長期目標期間においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （３）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック⁴分野のスタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 ※脚注記載 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語	実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 （２）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。 機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）の取組等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。 第５期中長期目標期間においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （３）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック⁴分野のスタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 ※脚注記載 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語	前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 （２）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。 機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）の取り組み等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。 令和 5 年度においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取組を実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （３）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック³分野のスタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 令和 5 年度においては、通年での公募を実施し、年度内に複数回の採択を行いディープテック分野のスタートアップへの支援を行う。また、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への
--	--	--	---

	・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。	・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。	報告を適切に行う。
	また、NEDOが2.（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり数値目標を設定する。	なお、機構として2.（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり数値目標を設定する。	なお、機構として2.（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり数値目標を設定する。
	○数値目標 2. - 1 【目標】「基幹目標」 NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための数値目標を設けることとする。 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（I P O）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 【重要度：高】【困難度：高】 NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもっとも重要と考えられる。本数値指標は、リス	○数値目標 2. - 1 【目標】「基幹目標」 機構のスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための数値目標を設ける。 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（I P O）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	※脚注記載 3 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、A I、エレクトロニクス、I o T、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 ○数値目標 2. - 1 【目標】「基幹目標」 機構のスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための数値目標を設ける。 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（I P O）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

	クの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。 ○数値目標 2. - 2 【目標】 NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す（第 4 期中長期目標期間中における実績値：「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%）。 NEDOは、第 4 期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員 1 人当たりの業務が増加しているが、その中であっても同レベル以上の割合を求める。 NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスタートアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。 （４）その他の取組 NEDOの各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第 4 期中長期目標において、NEDO全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第 5 期中長期目標においては、これを 30%に引き上げ努力目標として運用することにより、NEDO事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促すこととする。	○数値目標 2. - 2 【目標】 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す（第 4 期中長期目標期間中における実績値：「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%）。 機構は、第 4 期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員 1 人当たりの業務が増加しているが、その中であっても同レベル以上の割合を目指す。 （４）その他の取組 機構の各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第 4 期中長期目標において、機構全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第 5 期中長期目標においては、これを 30%に引き上げ努力目標として運用することにより、事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促す。	○数値目標 2. - 2 【目標】 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す。 （４）その他の取組 毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合を 30%以上とする中長期計画の努力目標の達成に向けて取り組む。
--	---	--	---

I. ー3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献するものとする。 そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。 そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。 そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。 さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技
---	--	--	--

	術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、N E D O 事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、N E D O の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、N E D O でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げるものとする。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S C が取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。 N E D O が技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。 ○数値目標 3. - 1 【目標】「基幹目標」	術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げる。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S C が取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。 機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価する。 ○数値目標 3. - 1 【目標】「基幹目標」	術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムや官民による若手研究者発掘支援事業を推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げるものとする。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S C が取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、令和 5 年度はコンテスト形式による懸賞金型の研究開発事業に着手する。 機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価する。 ○数値目標 3. - 1 【目標】「基幹目標」
--	--	---	---

	T S Cを中心として、国内外の技術研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を目標として設定する。 具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信の3つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 【重要度：高】、【困難度：高】 T S Cには、最新の研究開発動向やグローバル市場獲得に向けた展望を把握した上で、国内外の有望技術の発掘や中長期の研究開発動向・分析により、産業構造全体を包括した政策エビデンスの提供が求められている。また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、グローバル市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、国として取り組むべき「戦略分野」の見極めを行ったうえで、中長期的な研究開発を支援していくことが求められている。このため、N E D Oの技術インテリジェンス機能の向上は、その戦略分野の見極めを行う役割と同時に産業技術政策を遂行する上で重要かつ優先度が高い取組であり、本目標の重要度は高とする。 なお、こうした活動には、国内外の様々な機関において実施された調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、研究論文・特許調査や国内外の多数の研究者や技術分野の専門家との直接対話等を行うことで、その技術的内容を理解し、必要な情報を整理・蓄積・活用できるよう多様な技術ベンチマークを整理することが必要。また、政策エビデンスの提供にあたっては、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要である。これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った情報収集・分析による技術インテリジェンス機能強化と蓄積、その成果としての政策エビデンスの提供は、相当の困難性が伴うため、本目標の困難度は高とする。 ○数値目標 3. - 2 【目標】 N E D Oが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズ	T S Cを中心として、国内外の技術研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を目標として設定する。 具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信の3つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 ○数値目標 3. - 2 【目標】 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズにつ	T S Cの活動に対して、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信の3つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 ○数値目標 3. - 2 【目標】 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズにつ
--	---	--	--

	について、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、４段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40％以上を目指す（第４期中長期目標期間における実績平均：40.6％）。 NEDOは、技術インテリジェンス活動から得た社会課題の解決に向けた技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題を設定して、広く先導研究事業者を公募して先導研究を実施している。本指標は、NEDOの技術インテリジェンス活動によって得た技術シーズについて、事業者の先導研究終了時における評価結果を通じて、その技術シーズの社会実装実現性や波及効果等を評価することにより、NEDOの技術インテリジェンス活動が適切であったかを判断するものである。この割合を高めることは、単にNEDOの技術インテリジェンス活動の結果を評価するだけでなく、より質の高い技術インテリジェンス活動に繋げる指標としても適切なものである。	いて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、４段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40％以上を目指す（第４期中長期目標期間における実績平均：40.6％）。	いて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、４段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40％以上を目指す。
Ⅱ 基金事業の適切な管理・執行	Ⅳ．基金事業の適切な管理・執行 NEDOの中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行うものとする。 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務	Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務	Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。 ① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 令和5年度は、昨年度までに交付決定をした継続事業及び今年度新たに交付申請される新規事業について、適切に執行管理を行っていく。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務

	経済安全保障推進法第 42 条第 2 項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人として N E D O が指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。 N E D O は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 16 条の 6 の規定に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。 ○数値目標 4. - 1 【目標】「基幹目標」 銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。 具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4 段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 【重要度：高】、【困難度：高】 N E D O の基礎的な財務・事業規模（年間 1,500 億円程度で推移）と比して、格段に大規模な基金について、中長期目標期間を超えて長期間にわたって適切に管理・運営することが必要であり、数値指標として重要かつ困難なものである。	経済安全保障推進法第 42 条第 2 項の規定に基づき、安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、特定重要物資に係る安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していく。 機構は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 16 条の 6 の規定に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。 ○数値目標 4. - 1 【目標】「基幹目標」 銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。 具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4 段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	経済安全保障推進法第 42 条第 2 項の規定に基づき、安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、特定重要物資に係る安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していく。 令和 5 年度は、経済産業省が供給確保計画の認定を行った事業者からの交付申請に対して、審査、交付決定、交付決定後の検査等を実施する。 ○数値目標 4. - 1 【目標】「基幹目標」 銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取組及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取組等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。 具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4 段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第 5 期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10% の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10% の効率化を図るものとする。 また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第 5 期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10% の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10% の効率化を図る。 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第 5 期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10% の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10% の効率化を図る。 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して

	さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。	納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。	納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。
	- 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	- 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	- 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。
	また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。	また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。	また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。
	（２）機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努めるものとする。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は総額約 5. 7 兆円規模に達しており、年間約 1,500 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金	（２）機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行う。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努める。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は総額約 5. 7 兆円規模に達しており、年間約 1,500 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金	（２）機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は総額約 8. 3 兆円規模に達しており、年間約 1,500 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整

	業務の事業進捗が見込まれ、N E D Oによる人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備については、難易度の高い業務推進体制の構築と位置付けることとする。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。 （３）外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、N E D O自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。 なお、外部委託を活用する際には、N E D Oの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。 ２．組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、O J Tを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行うものとする。さらに、N E D O職員の外部機関への派遣も含め、PM g r やマネジメント人材の育成に努め、N E D Oのマネジメント能力の底上げを図る。 また、民間企業や大学等の研究開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM g r 人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 2 4 条第 1 項の規定に基づきN E D Oが策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPM g r 人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・N E D Oを含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM g r 人材のキャリアパスの確立に貢献するものとするとともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。	業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備を行う。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 （３）外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用する。 なお、外部委託を活用する際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮する。 ２．組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、O J Tを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行う。さらに、機構職員の外部機関への派遣も含め、PM g r やマネジメント人材の育成に努め、機構のマネジメント能力の底上げを図る。 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき機構が策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPM g r 人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・機構を含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を登用する。政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。	備を行う。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 （３）外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用する。 なお、外部委託を活用する際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮する。 ２．組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員をはじめとする N E D O 職員の育成を推進するために以下を行う。 働き方の多様性向上のため、育児支援制度の積極的な情報発信や、育児や介護をしながら就業を継続し、活躍できるための働き方に係る取組を引き続き実施する。 ・階層別研修や専門別研修（経理処理、知的財産等）、倫理研修、語学研修等、その他業務上で必要な研修を実施する。また、職員の更なる専門性の向上のため、外部研修への参加や留学の支援を行うとともに、あわせて自己研鑽を支援するための研修補助制度も実施する。 ・PM g r やマネジメント人材については、引き続き、プロジェクト運営人材育成研修やプロジェクトマネジメントレベル認定制度等を通じて能力向上に向けた取組を支援する。 機構が策定した人材活用等に関する方針の下、研究開発マネジメントへの外部人材の登用に際しては、その後のキャリアパスの形成に資するよう、人材の育成に努める。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。
--	---	---	--

	3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、ProJect Management Office（PJMO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。NEDO及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図るものとする。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。 上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4. 積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。 5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 （1）外部評価活用と自己改革の徹底 事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。 （2）適切な調達の実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施	3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、ProJect Management Office（PJMO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。 上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4. 積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行う。 5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 （1）外部評価活用と自己改革の徹底 事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。 （2）適切な調達の実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施	3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、ProJect Management Office（PJMO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達に向けた準備を行い、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。 上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4. 積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図るべく、ニュースリリース・広報誌・パンフレット・動画の制作、SNS等の活用の推進を図る。また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするコンテンツの制作等を行う。 5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 （1）外部評価活用と自己改革の徹底 令和5年度に評価を行う事業について、事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。 （2）適切な調達の実施 「調達等合理化計画」に基づく取組として、特に一者応札・応募については、これまで取り組んできた仕様書の具体性の確保、参加要件の緩和、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する案件については、事前に機構に設置されている契
--	---	--	--

	するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。	するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。	約・助成審査委員会に報告し、点検する。また、契約監視委員会による契約の点検・見直しの結果を踏まえ、過年度に締結した競争性のない随意契約のうち、可能なものについては競争性のある契約に移行させるなど、契約の公正性、透明性の確保に取り組む。
IV 財務内容の改善に関する事項	VI. 財務内容の改善に関する事項 2. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努めるものとする。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつけるものとする。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行うこととする。 3. 自己収入の増加へ向けた取組 独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。 4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。	IV. 財務内容の改善に関する事項 5. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行う。 6. 自己収入の増加へ向けた取組 独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。 7. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。 8. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400億円とする。 9. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、	IV. 財務内容の改善に関する事項 4. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行う。 5. 自己収入の増加へ向けた取組 独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。 6. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 年度末における契約締結済又は交付決定済でない運営費交付金債務を抑制するために、事業の進捗状況の把握等を中心とした予算の執行管理を行い、国内外の状況を踏まえつつ、事業の推進方策を検討し、費用化を促進する。 7. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400億円とする。 8. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、

		各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。 ・研究開発業務の促進 ・広報並びに成果発表及び成果展示等 ・職員教育、福利厚生の実と施設等の補修、整備 ・事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の実等を図るための電子化の推進 ・事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費 10. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし） (2) 人事に関する計画 (参考1) 常勤職員数 ・期初の常勤職員数 1,500 人 ・期末の常勤職員数の見積もり：総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。 (参考2) 中長期目標期間中の人件費総額 第5期中長期目標期間中の人件費総額見込み 59,208 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 中長期目標の期間を超える債務負担 中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。 (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途 前中長期目標期間末に経過勘定として計上し、第5期中長期目標期間中に費用として計上するもの等に充当する。	各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。 ・研究開発業務の促進 ・広報並びに成果発表及び成果展示等 ・職員教育、福利厚生の実と施設等の補修、整備 ・事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の実等を図るための電子化の推進 ・事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費 9. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし） (2) 人事に関する計画 第5期中長期計画に記載している人事に関する計画に基づき、必要な措置を講じる。 (3) 中長期目標の期間を超える債務負担 中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。 (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途 前中長期目標期間末に経過勘定として計上し、第5期中長期目標期間中に費用として計上するもの等に充当する。
V その他業務運営に関する重要事項	VII. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定、内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を	V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。コンプラ	V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、内部統制・リスク管理推進委員会において「行動計画」を定め、同計画に基づき、引き続き、着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。 コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。

	図るものとする。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進するものとする。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施するものとする。 不正事案への対処については、N E D O の活動全体の信頼性を確保する上で極めて重要である。公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、N E D O の活動全体の信頼性確保につなげる。	イアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組 については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。	監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組 については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、契約・検査専門職員等に対して定期的に研修等を行うことで検査実務の能力向上を図り、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施により事業者の適切な経費執行を通じて、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。
	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の国際認証である I S O／I E C 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の国際認証である I S O／I E C 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の国際認証である I S O／I E C 2 7 0 0 1 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。
	3. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。	3. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	3. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。